

総務建設常任委員会

平成26年3月13日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成26年3月13日(木) 午前9時30分 開会
午後3時53分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	赤井 佐太郎
副委員長	岡本 吉司
委員	川村 優子
〃	西川 朗
〃	朝岡 佐一郎
〃	吉村 優子
〃	阿古 和彦
〃	下村 正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	西川 弥三郎
議員	吉武 昭博
〃	内野 悦子
〃	増田 順弘
〃	白石 栄一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥
副市長	杉岡 富美雄
企画部長	吉村 孝博
人事課長	下村 喜代博
企画政策課長	和田 正彦
情報推進課長	米井 英規
総務部長	山本 眞義
総務部理事	菊江 博友
総務財政課長	安川 誠
〃 補佐	森岡 偉晃
〃 補佐	米田 匡勝
税務課長	西村 圭代子

収納促進課長	西川嘉則
新庄クリーンセンター所長	増井良之
都市整備部長	矢間孝司
〃 理事	中裕晃
建設課長	石田勝則
〃 主幹	木村喜哉
〃 補佐	竹本淳逸
〃 補佐	松本秀樹
都市計画課長	松村吉章
〃 補佐	高橋勝英
産業観光部長	河合良則
農林課長	池原博文
〃 補佐	芝浩文
〃 補佐	堀川正樹
商工観光課長	岸本俊博
教育部長	田中茂博
学校教育課長	井上昌典
中央公民館長	辻一成
新庄文化会館兼 當麻文化会館長	伏見茂
歴史博物館主幹	吉岡昌信
体育振興課長	西川博
上下水道部長	吉川正隆
下水道課長	青木若次
〃 主幹	西川良嗣
水道課長	川松照武
消防長	岩井利光
総務課長	中田勝則
警防課長	伏見悟
会計管理者	邨田康司

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	西川雅大
〃	谷口亜耶

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第1号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定
することについて
- 議第2号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 議第6号 平成25年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （1）地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について
- （2）尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- （3）行財政改革に関する事項について

開 会 午前9時30分

赤井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。本日、総務建設常任委員会を開催いたしましたところ、早朝より皆さんお集まりいただき、ありがとうございます。本日の案件につきましては配付のとおりでございます。ひとつよろしくご審議の方お願いいたします。

委員外議員の出席をご紹介します。白石議員、増田議員、吉武議員、内野議員。

一般傍聴の申し出が2名あります。

お諮りします。一般傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認め、一般傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

赤井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの發言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また本日、総務建設常任委員会の中で写真を撮らせていただきますので、許可をよろしくをお願いいたします。

ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第1号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

山本総務部長 おはようございます。総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま上程となっております議第1号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてのご説明をさせていただきます。

本案につきましては、社会保障の安定財源の確保などを図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられることから、消費税引き上げ相当分を使用料等へ転嫁を行うため、消費税法ほか法律等により、課税対象になじまないもの、適当でないものにつきましては今回の整備対象から除いておりまして、該当いたします16条例を整備条例といった形で一括改正いたすものでございます。施行につきましては平成26年4月1日からとするものでございます。

それでは、お手元にお配りさせていただいております新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。この表の左側が改正前、すなわち旧でございます。そして右側が改正後、新となっております。赤色のアンダーラインが改正部分となっておりますのでございます。

それでは、1ページよりご説明いたします。最初に、葛城市自転車等の放置防止に関する条例の改正についてでございます。本条例第9条は、放置自転車等を移動し、保管したとき

には、それに要した費用を当該自転車等の利用者などから徴収することができる規定となっております。その徴収する費用の額を「3,000円を超えない範囲」から「3,070円を超えない範囲」に改正いたすものでございます。その算出方法につきましては、葛城市自転車等の放置防止に関する条例施行規則に規定しております移動費2,000円、移動の日から14日を超える場合にかかる保管費1,000円につきまして、それぞれの額を105で除し、その額に108を乗じて得た額から10円未満の端数の切り捨てを行い、合算いたしたものとなっております。

次に、2ページをごらん願いたいと思います。市営自転車等駐車場条例の改正についてでございます。本条例第9条関係の別表につきましては、市営磐城駅前自転車等駐輪場の一時使用料及び月決め使用料の改正となっておりますところでございます。算出につきましては、現行の使用料の額を105で除し、その額に108を乗じて得た額から10円未満の端数を切り捨ていたしたものとなっておりますところでございます。

次に、3ページをごらん願いたいと思います。葛城市公民館条例の改正についてでございます。本条例第12条関係の別表第2は、中央公民館の使用料についての改正、また4ページに移りまして、別表第3につきましては當麻公民館使用料についての改正、別表第4につきましては葛城市コミュニティセンター使用料についてのそれぞれの改正となっております。算出方法につきましては先ほどと同様でございまして、消費税引き上げ相当分を転嫁いたした額となっておりますところでございます。

次に、6ページをごらん願いたいと思います。葛城市文化会館条例の改正についてでございます。本条例第11条関係の別表第1につきましては、葛城市新庄文化会館使用料についての改正、7ページに移りまして、別表第2につきましては葛城市當麻文化会館使用料についての改正となっております。算出方法につきましては先ほどと同様でございまして、消費税引き上げ相当分を転嫁いたした額となっております。その他の改正といたしまして、7ページの中段でございます。新庄文化会館使用料の備考第5項中、「入場を徴収する場合」を「入場料を徴収する場合」とし、「入場料を」と、「料」を追加いたすものです。また、備考第8項中で、10円未満の端数が生じた場合は現行「切り捨てる」を、「その端数を切り捨てるものとする」といった文言整理等を行ったわけでございます。続く9ページに移りまして、當麻文化会館使用料の備考についてでございます。こちらにつきましては、新庄文化会館使用料の備考と同内容で規定いたすものでございます。なお、新庄文化会館使用料の備考と異なる箇所につきましては、旧備考の「音楽室及びセミナー室の設備の利用は含まない」、この規定を新備考の第1項に追加いたし、新備考第2項の国民の祝日に関する法律の法律番号につきましては、法制上2回目以降は規定しないことになっておりますので外しておるところでございます。

続いて、10ページをごらん願いたいと思います。葛城市市立学校使用条例の改正についてでございます。本条例第8条関係の別表につきましては、市立学校の屋内運動場及び武道場の使用料の改正となっております。算出方法につきましては先ほどと同様でございまして、消費税引き上げ相当分を転嫁した額となっております。

次に、11ページをごらん願いたいと思います。葛城市スポーツセンター条例の改正につい

てでございます。本条例第9条関係の別表第1につきましては葛城市新庄スポーツセンター使用料についての改正、また別表第2につきましては葛城市當麻スポーツセンター使用料についての改正となっておりますのでございます。算出方法につきましては先ほど来と同様でございます。消費税引き上げ相当分を転嫁いたした額となっております。その他の改正といたしまして、12ページの中段でございます。當麻スポーツセンター使用料のプールの規定中、漢字の「一人当たり」を算用数字の「1人当たり」とするといった文言整理を行うものでございます。

次に、14ページをごらん願いたいと思います。葛城市体育館条例の改正についてでございます。本条例第8条関係の別表につきましては葛城市民体育館及び葛城市いきがい体育館の使用料の改正となっております。算出方法につきましては、先ほど来と同様でございます。消費税引き上げ相当分を転嫁いたした額となっております。

次に、15ページをごらん願いたいと思います。葛城市運動場条例の改正についてでございます。本条例第8条関係の別表につきましては、新町公園球技場及び葛城市農村広場の使用料、また奈良県新庄第1健民運動場、奈良県當麻健民運動場、奈良県新庄第2健民運動場、新町公園テニスコートの夜間照明使用料に係る改正となっておりますのでございます。算出方法につきましては先ほど来と同様でございます。消費税引き上げ相当分を転嫁いたした額となっております。

次に、16ページをごらん願いたいと思います。葛城市歴史博物館ホール利用条例の改正についてでございます。本条例第5条関係の別表につきましては、葛城市歴史博物館ホールの使用料の改正となっております。算出方法につきましては先ほど来と同様でございます。消費税引き上げ相当分を転嫁いたした額となっております。その他の改正といたしましては、17ページの後段でございます。備考第9項中で、10円未満の端数が生じた場合は「切り捨てる」となっておったところを、「その端数を切り捨てるものとする。」といった文言整理等を行ったところでございます。

次に、18ページをごらん願いたいと思います。葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正についてでございます。本条例第10条の2は一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格について規定いたしましたもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令が平成24年9月11日に公布、施行されたことに伴いまして、条文中、「水道部門」を「上下水道部門」に改正いたすものでございます。また、第17条につきましては一般廃棄物の処理手数料について規定いたしましたもので、し尿の収集運搬及び処分、浄化槽の清掃手数料、事業所及び臨時のし尿の収集運搬並びに処分、事業活動等により市の処理施設へ搬入される一般廃棄物、飼い犬、猫などの死体に係る収集運搬及び処分それぞれの手数料について、消費税相当額として乗じていた「100分の105」の規定を「100分の108」に改正いたすものでございます。その他の改正といたしましては、18ページの中段でございます。第17条第1項本文中、「各号」の次に「及び第3項」を追加いたすもので、条文の整備を行ったものでございます。次に、19ページの上段、第3項本文中、「行わるような容器」を「行える容器」とすると、こういう文言整理を行ったものでございます。続いて、20ページに移りま

しての改正でございます。浄化槽の清掃手数料に係ります容量と料金について、50立方メートル以上と規定していたものを、新たに100立方メートルまで5立方メートルごとに規定いたすものでございます。

次に、21ページをごらん願いたいと思います。葛城市霊苑条例の改正についてでございます。本条例第15条、第17条関係の別表第1につきましては墓地の使用料と管理料についての規定でございまして、消費税法で非課税対象となる使用料については改正は行わず、課税対象となる管理費のみの改正となっておりますところでございます。算出方法につきましては、現行の使用料の額を105で除し、その額に108を乗じて得た額から10円未満の端数を切り捨てたものとなっておりますところでございます。

次に、22ページをごらん願いたいと思います。葛城市農業者健康管理休養センター条例の改正についてでございます。本条例第9条第2号につきましては使用料の減免について規定いたしております、市が関係いたす市外団体の総会及び役員会につきましては、一律1人「500円」を「510円」に改正いたすものでございます。同条第4号は、規定されている手帳以外も減免の対象となることから、「手帳を有するもの」を「手帳を有するもの等」に改正いたすものでございます。また、第11条は、「同項」を「同条」とする文言整理を行ったものでございます。続く第8条関係の別表第1の1につきましては施設使用料の改正となっております。算出方法につきましては先ほどと同様でございまして、消費税引き上げ相当分を転嫁いたした額となっております。次の23ページの別表第1の2につきましては入館使用料の改正となっております。その算出基準につきましては施設使用料と同様となっておりますが、回数券につきましては11枚つづりで10枚分の金額となっていることから、大人の回数券につきましては、個人の大人1人の改正後の使用料510円に10を乗じた額、すなわち5,100円となっておりますところでございます。また、老人、小学生の回数券につきましては、個人の老人、小学生1人の改正後の使用料は変わらず300円でございますので、これに10を乗じた3,000円の据え置きとなっておりますところでございます。その他の改正といたしましては、第9条関係の別表第2につきましては、「手帳を有するもの」を「手帳を有するもの等」に、続く免除区分で「小学6年生以下」を「小学6年生以下のものが有する上記以外の手帳」とする文言整理を行ったものでございます。

次に、25ページをごらん願いたいと思います。葛城市農畜産物処理加工施設条例の改正についてでございます。本条例第12条では利用料金の不還付の規定を新たに設け、その他、この規定を追加したことによる条ずれの改正を行ったものでございます。また、第10条関係の別表につきましては葛城市農畜産物処理加工施設の使用料の改正となっております。算出方法につきましては先ほどと同様でございまして、消費税引き上げ相当分を転嫁いたした額となっております。

次に、27ページをごらん願いたいと思います。葛城市営當麻観光駐車場条例の改正についてでございます。本条例第3条関係の別表につきましては葛城市営當麻観光駐車場の1回使用料及び月額使用料の改正となっておりますところでございまして、算出方法につきましては先ほど来と同様でございまして、消費税引き上げ相当分を転嫁いたした額となっております。

次に、28ページをごらんください。葛城市下水道条例の改正についてでございます。本条例第25条第3項は、使用料の徴収についての規定をいたしており、水量使用料と水質使用料の単価につきまして、消費税を内税表記とこれまでいたしていたものを、現行の水量使用料と水質使用料の単価を1.05で除した額に改正いたし、その算出額に消費税と相当額を加算した額とするといった外税表記の新たな規定を設けるものでございます。29ページに移りまして、同条第4項各号の水量使用料と水質使用料の規定を削除いたし、同条第3項各号とするものでございます。30ページに移りまして、第29条では、第25条第4項各号から同条第3項各号に水量使用料と水質使用料の規定が移ったことに伴います文言整理を行ったものでございます。

次に、31ページをごらん願いたいと思います。葛城市水道事業給水条例の改正についてでございます。本条例第8条第2項につきましては工事の申し込み及び分担金についての規定をいたしており、分担金の単価につきまして、消費税を内税表記とこれまでしていたものを、現行の分担金の単価を1.05で除した額に改正いたし、その算出額に消費税と相当額を加算した額とするといった外税表記の新たな規定を設けるものでございます。また、同項で市の水道メーターにつきまして、「以下メーター」という定義づけを行うことに伴いまして、32ページの第10条及び第18条の「水道メーター」を「メーター」という言葉に文言整理を行うものでございます。33ページに移りまして、第24条は水道料金について規定いたしておるところでございます。料金の単価につきまして、消費税をこれまで内税表記していたものを、現行の料金の単価を1.05で除した額に改正いたし、その算出額に消費税と相当額を加算した額とするといった外税表記の新たな規定を設けるものでございます。

次に、34ページ、35ページにつながるわけでございます。附則規定でございます。附則第1条につきましては施行期日について規定いたしており、附則第2条から第17条にかけましては、本条例の対象となりました16条例の一部改正に伴いますそれぞれの経過措置を規定いたしておるところでございます。

以上、非常にはしよった説明となりましたが、これで消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

下村委員。

下村委員 今の説明というのは、4月1日から消費税の方の改正ということで、いろんな使用料改正ということはわかるんです。以前、消費税が3%から5%に上がりましたね。それがいつごろやったか、私は記憶にないんですけども、わかりますか。教えていただきたい。

赤井委員長 部長。

山本総務部長 これまでの消費税が3%、5%に上がったときの年代でございます。平成元年度に3%、平成9年度に5%と上がって現在に至っております。

以上でございます。

赤井委員長 下村委員。

下村委員 平成9年度に3%から5%に上がったと。合併したのが平成16年ですから、それ以前のことをお伺いしてもおかしいと思うんですけども、今のこの説明の中では内税方式ですね、全部ね。だから、例えば14ページでも15ページでもよろしいんですけども、市民体育館の使用料とかは税込みで3,000円ということになっていますね。これは5%の消費税込みで3,000円ということですね。そしたら、これはちょっと昔のことになるけど、3%のときは幾らやったかかなと思うので、中途半端な金額だったのかなと。全てそういうことは言えると思うんですよ。わかれば教えてほしいんですけども。

赤井委員長 部長。

山本総務部長 合併前、平成元年、平成9年と、いずれも消費税創設、また引き上げなされたときの旧両町の取り組みでございます。過去残っておる資料をさかのぼって見る限りの中でございますが、見受けられるのが、旧新庄町におかれては、基本的には消費税が上がった時点で改正なされていた面がございます。新しく建った条例については一部改正がなされていない面もあった。また、旧当麻町におきましては、平成元年、平成9年いずれも、ほぼ施設に係る使用料についてはそのまま据え置き、消費税率を含んだ内税の中で料金はそのままで経緯されてきたと、残っておる資料の中で見る限りの内容でございますが、そういう状況でございます。

以上でございます。

赤井委員長 下村委員。

下村委員 合併前のことですから、それをとやかく取り上げてどうかこうとか言うことはないんですけども、また来年、平成27年の10月ですか、今度は消費税が10%に上がるということで、またそのときにも同じようなこの条例改正を全部やらなくてはいけない、また、この使用料等も中途半端な金額に恐らくなってしまうんですけども、そこらの考え方というのを。例えば例を挙げますと、市民体育館が3,000円ということでしたね、今まで。10月に、それに対しての10%であれば3,300円、これは切りのいいところなんですけれども、内税方式で今までやっておられますから、来年の10月に10%になっても、僕は計算していないんですけども、非常に中途半端な金額になってしまうと思うんです。それは全てに言えると思うんですけども、今後も、10%になればそのまま何年いくか知りませんが、国の方針がありますけれども、10%で恐らく10年近くはいくということで、その間は恐らく中途半端な徴収金額になると思うんですけども、そこらの考え方というのをお聞きいたしたいと思えます。

赤井委員長 市長。

山下市長 この消費税のことにつきましてはかなり部内で議論いたしました。いろんな団体の事例等も含めて、どこまで上げられるのか、また、あるところではこの消費税に含めて、今まで抑えてきた料金を便乗で値上げされるという団体もあるというふうに聞いておりましたけれども、うちの考え方としては便乗値上げというものは今回はしないと、一切ないと。ただ、今まで据え置いてきた部分と、それと旧両町の料金体系の考え方の違いでばらばらになってい

たもの等を統一して、入ってくるのと、また消費税のこの関係の中で歳入の部分と歳出の部分とかなり差がありますので、ここをしっかりと整理しておかないといけない。それで1回、今ある価格の中で内税方式になっているものについては、今出させてもらっている使用料の中で何ぼやねんというのを出しておかないと、また条例改正があるたびに金額を改定していかなければならない。全部外税方式にして基本料金を定めて、それを次は8%、次は10%と計算ができるようにしていこうという考え方に基づいて料金の設定をさせていただきました。今まで外税方式にしていたのは廃棄物のものだけでございまして、下水道使用料であったり水道の使用料であったり、そういったものにつきましても内税方式をとらせていただいておりますので、こういう使用料等に関しても外税方式にして、消費税が上がってくればその相当分を上げることができるという条例に改正していくことが当然であろうということで、このような形で一気に全ての条例を見渡させていただいて、統一を出させていただいたということでございます。

赤井委員長 下村委員。

下村委員 いろいろ議論されて、便乗値上げをしないということで、非常にそれで結構だと思うんです。ただ金額が中途半端になる、これは仕方ないと思うんですけれども、もう一つお聞きしておきたいんですけども、23ページで健康管理休養センターの入館使用料、それは問題ないんですけれども、老人と小学生、これは税がかかっていないというようにとられるんですけれども、4月1日から300円、今までも300円と。いろいろ担当部署で検討されて、小学生と老人には取らないでおこうとなったと思うんですけれども、先ほどの外税方式で計算しますと、300円が310円にほんとはならなければいけないというような細かい計算になるんですけれども、そこの考え方ですね。老人、60歳以上と小学生は免除しようと、そういう考えですか。お聞きしておきたいです。

赤井委員長 部長。

山本総務部長 今回の消費税相当分の額の算出方法でございまして。現行使用料が適切な額として、それを105で割って、108にまた掛けかえて、10円未満については切り捨てると、こういう基準で、これは多くの団体が皆、県もされておるこの基準でさせてもらって、したがって300円であれば10円未満切り捨ての中で同額となると、こういうことで、350円以下ぐらいの額であれば全く影響がないと、こういうことでございまして。

赤井委員長 下村委員。

下村委員 確認ということで、わかりました。税額が10円未満のものであれば切り捨てということですね。ということは平成27年10月から、僕は計算していないんですけれども、簡単に言えば現行の300円のままになりますね、10円未満は切り捨てということやと。はい、わかりました。それで結構です。

赤井委員長 ほかに質疑ありませんか。

阿古委員。

阿古委員 今回の改定といいますか、これで多分全部の使用料と利用料の修正に関する改定がなされたと思いますけども、その辺はまず間違いがないかどうか、最初に返答を入れてください。

それと、各会計別、一般会計、特別会計両方とも出てくるんですけど、会計別の今回の消費税転嫁に当たって、同規模で同回数があったとして多分仮定されて試算はされていると思うんですよ。その辺の試算された数字があればお聞かせいただきたいと思います。

赤井委員長 部長。

山本総務部長 今回の整備条例をつくるに当たりましては、対象となる使用料、手数料、その他ということに分けて全条例を挙げさせていただきました。そのうち、消費税法等で課税対象とならないと位置づけられておる条例等々を除いた中で、今16条例について対象となってきたと、こういうことでございます。それと、影響額についてお尋ねいただいていたと思うわけでございます。影響額につきましては、決算ベースで申し上げれば、一般会計では約230万円、また、下水道特別会計におきましては1,100万円、水道事業会計におきましては1,800万円、これが水道料金の方でございます。それと、分担金に係る影響として約190万円、このように見込んでおるところでございます。平成24年度決算をもとに見込んでおるところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 数字の確認ですけど、一般会計では230万円と言わはったんですね。下水道が1,100万円、水道が1,800万円、分担金に関するものが190万円ということですね。それと、一番初めの方と言わはった課税対象にならない条例に対する部分というのは具体的には何なのか。かなり多いんですか。

赤井委員長 部長。

山本総務部長 まず、消費税法の中では第6条で非課税の対象を挙げておるわけでございます。この中で、第6条第5について役務の提供ということで、これは手数料の中で、市民窓口課等で交付される諸証明の手数料、また審査、証明、許可に係る手数料等につきましては、消費税法第6条の中で非課税と扱われておるところでございます。また、同じく消費税法第6条の中の9項では、墓地埋葬に関する法律による火葬料についてはこれも非課税とするとか、こういうふうな法律の中で課税は行わないという位置づけがなされたものについては除外させていただいておると、こういうことでございます。

以上でございます。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 わかりました。ですから、全ての料金が上がっているというわけじゃない。実は一番最初に聞いたのはそこなんです。全て網羅されているんですかと確認を入れたのはそこなんですけども、ですからそういうふうなものは対象外だということですね。これは非常に微妙な、後でまた言いますが、そうしますと今回消費税が上がりますよね、5%から8%に、今回は3%上がるということなんですけど、そうすると、まずこれは入りの部分ですね、手数料とか使用料に関するものは、じゃあ、念のために確認しておきたいのは出の部分ですよ。出の部分がどれぐらいの金額になるのかというのを各会計別、一般会計と特別会計でもし出していればその数字を、あくまで概算です、これは概算ですから非常に難しいけど、ただ予算

書を提出されていますからね、3月議会に。当然それは見込み額として査定していったいと大変なことになりますから、当然概算はされているはずなんですよ。ですからその数字を聞かせてください。

赤井委員長 部長。

山本総務部長 現在、当初予算をお願いしておるところでございます。一般会計での概算を見込ませてもらったところでございます。医療費初め需用費関係、また役務費、委託料工事、原材料費、備品関係、こういった費目で縛りをかけて試算いたしたところ、約1億2,000万円ぐらいになるかと。決算ベースで申し上げたときも約1億円と言っていました。大体その辺前後かなと見込んでおるところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

川松水道課長 水道課長の川松です。どうぞよろしくお願いたします。

私どもの水道課といたしましては、平成24年度の決算ベースでありますけども、消費税収入としては2,008万円ほど増加し、支出では1,360万円ほど増加しますので、納付額としてのその差は約648万円と考えております。

以上です。

赤井委員長 課長。

川松水道課長 先ほどの分担金も含めてでございますので、水道使用料金では1,818万円増加し、約1,300万円ほど、また支出では増加しますので、差し引き518万円の増加ということになります。

以上です。

赤井委員長 課長。

青木下水道課長 下水道課長の青木です。

下水道の特別会計の増減の分ですが、先ほどの使用料で約1,100万円の増ということでございます。それに対しまして歳出の方でございますが、流域下水道の維持管理費ということで、県の方に負担金を支払わなくてはなりません。これに対しましては約1,000万円を支出するというので、差額にしまして100万円ほどの増ということになります。

以上です。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 確認しておきたいんですけど、ここまで消費税と地方消費税の値上げですよね。入りの部分では手数料と料金の部分があって、あとは当然税金のことですから税金の分が入ってくるんですよね。その税収見込みはどれぐらいになるんですか。それを先に聞かせていただきたい。

赤井委員長 部長。

山本総務部長 一般財源の中で、現在地方消費税交付金5%の基準の1%に当たる部分が入ってきております。平成26年度当初予算で今回の影響で上がるであろうと見込んでおるのが約5,600万円でございます。

以上です。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 あとデータとして欲しいのは、特別会計の方がわかりやすいんですよ。税金を皆さんから預かって、そのまま出た部分の人件費以外の消費税を差し引いて差額を納税するというシステムですね、特別会計はね。一般会計の場合は違うんですね。それで、一般会計で3%上がる影響額が1億2,000万円やと積算というか見込まれていて、それに対して入ってくる、消費税に関連する部分が利用料等で230万円ぐらい。それと、あと税金関係で国の方からおりてくる金ということで5,600万円ほどということは、葛城市にとっては大体5,000万円弱が経費的に上がってくるという計算ですね。それで、データとしてもう一つだけ聞かせてほしいのが、皆さん方が消費税が上がったから料金を上げますという説明の仕方をしますね。そやけど、実際には納税されたものは納めないんですよ。言うている意味、わかってもらえますか。通常の企業やと必ずそれは納税義務が生じるんやけども、この一般会計部門については納税義務が免除されているんですね。せやからその辺の感覚をどう持つのか、行政として。非常に国はずるいやり方をしていると僕は思うんですよ。思うんやけども、自治体としてはその認識をどう持つておくのかということをしておかないと、せやから僕は出と入りの部分を確認したんですけども、どういう判断をしているのか、その辺をね。

赤井委員長 部長。

山本総務部長 これまでのご質問の中でも明らかなように、歳出面におきまして、今回対象となっております使用料、手数料等に係ります分については、一般会計の中では、歳出面ではそれぞれ電気代、ガス代、水道等々に消費税がかかっておるわけでございます。今回の消費税引き上げ相当分をお願いする根底と申しますのが、歳出に係る上乗せを使われるお方、受益者に相当分をお支払いいただくということでの歳入面での転嫁を行っておると、こういうことでございます。なお、一般会計につきましては、消費税分の中で課税標準額に対する消費税額と、仕入控除税額と、一般会計においてはもうけもないと、今の数字で明らかなように、もうける内容ではございません。申告義務なしという、これは国の一般会計、また県の一般会計がそういうことで位置づけになっておるところでございます。そういう認識のもとに今回の改正をお願いしておるところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 僕が国はずるいと言うたのは実はそこなんですけども、営利企業やったら必ず消費税は赤字にならない限り納税義務が生じる。でも、実際に行政というのはお金もうけするべき部門ではありませんから、せやから使った経費だけの消費税だけが取られてしまっ、それで入ってくるものは、今言うている国からおりてくる部分だけやというのが大きなものでね。それで、実は協議会か何かの席で僕は、消費税というのは今の国の財政状況を考えると定期的にこれから上がってくる可能性が高い、その中でやはり外税方式を選択すべきではないかというのを提起したつもりやったんですけども、今回事業会計の方はそういう方針で組んどる。それで、それを踏まえて、じゃあ一般会計で果たしてそれをやっていいのか悪いのかという

のは、整理するとあのときは一番わかりやすいのかなと思ったんやけども、そうすると、今回はこの一般会計の部分で、外税方式でまづやられているものがあるのかなのか。ないのかなと思っていてんけども、その辺だけ確認したい。

赤井委員長 部長。

山本総務部長 先ほど申しました廃棄物の処理の関係の手数料については、旧条例の中で105という位置づけがございました。それに対して108と改正しております。それと、上下水道の外税方式を除けば、残る13条例につきましては一律内税の中で消費税相当分を転嫁という中での改正をしておると、こういう内容でございます。

以上でございます。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 一般会計であるんですね。そうすると対外的には、この部分は料金のうち、それでこの部分は消費税ですよという形で徴収するわけですね。そうすると、その徴収したことについての会計上の事務処理は、どういう事務処理をとられるんですか。料金、使用料とか、そういうのはもう1本でいかれるのか、それとも、徴収するときはこれは税金ですよというて徴収するわけですから、当然一般からいただいた税金として計上するのか。その管理の仕方をどういう具合にされるかというのが実はさっきの質問の主なところなんですよ。せやから、税金やとして徴収したものを外税方式でやった場合に、税金やとして徴収したものは、これは市民から税金として預かりましたという会計処理をしゃあへんと、区別をして会計処理しゃんな僕はあかんやろなど、一体でやるべき問題ではないやろなどという気がするから、せやからどういうスタンスでいかれるんですかというね。内税でいかれるんやったら内税でもええのかなと実は思ったんですよ。内税というのはおかしいんやけども、本来納税義務がないんやから、そういう表現の仕方もおかしいんやけども、それやったら利用料とか使用料で1本でポンと上がってきたかてわかんねんけども、対外的にこれは外税方式ですよということを打ち出していった場合に、その部分と、当然市民の方は税金として払ったと思てはるわけやから、その区分はどういう具合に。せやから、スタンスはどうするんですかというのはそこに係っている質問なんですよ。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 先ほど根本的な形での仕組み、阿古委員の方から披瀝がありましたように、やはり私どもは消費税としての転嫁をさせていただいて徴収させていただきます。しかし納税義務者ではございませんので、その分については一般会計の手数料としてそのまま収納させていただきます。ただ、職員の給与に支払います源泉とか、県民税と一緒にいただく市民税、これにつきましては、それぞれ会計処理といたしまして、収納いたしました部分につきましてはそれぞれ歳計外現金として、これは支払うべきものとして予算に計上しない歳計外の現金として仕分けして、会計で現金処理していきます。今回の消費税のことにしましては納税義務の発生はございませんので、あくまでも一般会計につきましては使用料として1本で徴収させていただきます。

以上です。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 1回また検討してみてください。というのは、この部分が将来において結構大きくなってくるんですよ。今やと5%とか8%というような話やけども、今の国の状況を見ると、こんなパーセンテージでおさまるとは思えない。当然所得税とのバランスの中で議論はされるんやろとは思いますが、そうしたときに、そういう部分まで整理して、どういう具合にいきますねんと。せやから、内税やと言わはるねんやったら内税でも、今言うている一般会計部門では対業者的な形ではええのかなという気はしていますねん、ほんまのことを言うと。その辺はまた将来において検討していただいたらいいと思います。あくまで利用料も使用料も全て原資はやはり税金でやっていますんで、せやからこれも考え方ですね。これを転嫁しゃあへんと非常に財政的に、今回でも4,000万円なりの一般会計でかぶる部分が出てくる、出てくるけども、その考え方というのは、これから大きくなってくればなるほど、やっぱりまた議論が出てくるのかなという気もしますね。もうその辺にしときます。

赤井委員長 今阿古委員のお話のこともありますんで、またそれも一応検討材料として考えていただければと思っております。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第1号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第2号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。引き続きよろしく願いいたします。

ただいま上程となりました議第2号、葛城市税条例の一部を改正することにつきましての説明をさせていただきます。平成3年の地方自治法の改正によりまして、現在、自治会や町内会など、いわゆる地縁による団体が、一定の要件を満たすことによりまして法人格を取得し、不動産などの登記ができるようになっておるところでございます。本案につきましては、この許可を受けた地縁団体、また特定非営利活動促進法に基づき、法人格が付与されました特定非営利活動法人が収益事業を行った場合、法人税や消費税、その他税に関する法令の規定が適用されることによりまして、所要の改正を行うものでございます。公布の日からの施

行となっております。

それでは、お手元にお配りさせていただいております新旧対照表、これに基づきましてご説明申し上げます。先ほどの整備条例と同じく、左側につきましては現行、すなわち改正前でございます。そして右側につきましては改正後、新となっております。赤色のアンダーラインにつきましては改正部分と、こういうまとめ方をさせていただいております。

まず、第51条、市民税の減免に係る規定の第1項、第4号の次に、新たに第5号と第6号の条文追加を行うものでございます。新たに追加いたす第5号につきましては、地方自治法による許可を受けた地縁による団体を追加いたすものでございます。当該団体の法人設立届につきましては、現在のところございませんが、今後想定した中で所要の改正を行うものでございます。続く第6号につきましては、特定非営利活動促進法第2条第2項の規定に基づき、法人を追加いたすものでございますが、これにつきましても同様、現時点におきます当該団体の法人設立届はございませんが、今後想定した中でのあわせての所要の改正をお願いいたすものでございます。次に、第51条第1項の本文中のただし書きでございます。これにつきましては、第5号、第6号に掲げる団体並びに第4号に掲げる公益社団法人及び公益財団法人であっても、収益事業を行う場合につきましては減免の対象とはならないとする旨の条文追加でございます。また、第7号につきましては、新たに第5号、第6号を追加したための号ずれ、文言整理でございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしたしておりますのでございます。

以上、簡単ではございますが、葛城市税条例の一部改正につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第2号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第6号、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき提案者の内容説明を求めます。

部長。

山本総務部長 それでは、引き続きまして議第6号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第4号）につきましてのご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。平成25年度葛城市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。全体といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,626万7,000円を追加いたしまして、歳入予算の総額を歳入歳出それぞれ191億3,116万8,000円といたすものでございます。また、第2条では繰越明許費の補正をお願いいたし、続く第3条では地方債の補正をお願いいたすものでございます。なお、分割付託されておりますので、当常任委員会に付託されております部分につきましてのご説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費の補正についてでございます。5款農林商工費でございます。農業基盤整備促進事業で4,300万円でございます。農地有効活用促進事業で950万円でございます。県営ため池等整備事業で420万円でございます。これらはいずれも国の1号補正にかかわるものでございまして、次に土木費でございます。道路新設改良事業費で2,450万円でございます。尺土駅前周辺整備事業で4億5,040万円でございます。国鉄・坊城線整備事業で9,920万8,000円でございます。地域活性化事業で6億324万4,000円でございます。これらはいずれも年度内にその支出を終わらない見込みのある事業でございます。続く地域連携推進事業で3,400万円でございます。これにつきましては国の1号補正にかかわるものでございます。次に、吸収源対策公園緑地事業で7,830万円でございます。年度内にその支出を終わらない見込みのある事業でございます。次に、公営住宅等ストック改善事業350万円でございます。国の1号補正にかかわるものでございます。

ページが移りまして、9ページの第3表でございます。地方債の補正でございますが、まずは追加でございます。農業競争力強化基盤整備事業でございます。2,300万円でございます。それと、震災対策農業水利施設整備事業でございます。210万円でございます。それと、小学校施設整備事業7,680万円でございます。中学校施設整備事業につきましては1億2,660万円となっているところでございます。次に、変更でございます。まず、合併特例事業でございます。補正前が31億8,190万円となっております。補正後につきましては30億8,500万円でございます。次に、社会資本整備総合交付金事業でございます。補正前が8,950万円に対しまして、補正後が9,860万円となっております。また、防災対策事業につきましては900万円をゼロ、皆減でございます。災害復旧事業につきましては140万円を10万円に、それぞれ変更いたすものでございます。

続きまして、事項別明細書の17ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書から説明させていただきます。まず、1款議会費でございます。補正額は190万円の減額となっております。旅費と需用費の減額でございまして、いずれも決算の見通しがついたことによる減額でございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額632万7,000円の追加でございます。決算の見通しがついたことによる減額と、第3次地域主権一

括法などの施行等に伴う例規整備委託料、また退職手当の特別負担金につきましては、勸奨などを含めまして職員4人分の特別負担金の追加となっております。次に、4目の財産管理費でございます。補正額は45万円の減額となっております。これにつきましては契約差金による減額となっております。続いて、8目の自治振興費でございます。補正額は166万8,000円の減額でございます。契約差金や決算の見通しのついたことによる減額となっております。続く9目の企画費でございます。補正額が2,797万3,000円の減額でございます。国の事業配分の確定に伴います減額となっております。次に、18ページでございます。2項徴税费、1目の税務総務費でございます。補正額は27万2,000円の追加でございます。決算の見通しによるものでございます。次に、2目の賦課徴収費でございます。補正額、222万6,000円の減額でございます。契約差金や決算の見通しのついたことによる減額でございます。次に、5項選挙費、3目の参議院議員選挙費でございます。補正額は693万3,000円の減額でございます。執行完了による減額でございます。19ページに移ります。4目の市議会議員選挙費でございます。補正額が1,683万8,000円の減額でございます。執行完了により減額でございます。

ページが飛びまして、23ページをお願いいたしたいと思っております。5款の農林商工費でございます。1項農業費、3目農業振興費でございます。補正額は582万2,000円の減額でございます。農地の借り受け条件面での未確定による皆減でございます。次に、4目の戸別所得補償制度推進事業費でございます。補正額は94万3,000円の減額でございます。補助対象外となったことによる皆減でございます。次に、6目の農地費でございます。補正額は27万円の減額でございます。契約差金による減額となっております。次に、7目の休養センター管理費でございます。補正額は14万4,000円の減額でございます。決算の見通しによる減額となっております。次に、10目の団体営土地改良事業費でございます。補正額は4,740万円の追加でございます。決算の見通しがついたことによる減額と、国の1号補正予算活用に伴うもので、農業基盤整備促進事業に係る測量設計委託料や工事請負費の追加などとなっております。次に、3項商工費、1目の商工振興費でございます。補正額は200万円の減額でございます。いずれも決算の見通しのついたことによる減額となっております。次に、2目の観光費でございます。補正額は60万円の減額でございます。決算見通しによる減額となっております。次に、4目の緊急雇用創出事業費でございます。補正額は1,770万7,000円の減額でございます。このうち、臨時雇用賃金で45万円の減額、決算見通しによる減額でございます。また、委託料では、地域防災マップ作成委託料と公共施設調査業務委託料で1,515万4,000円の減額、契約差金による減額でございます。

ページが変わりまして、25ページをお願いいたします。6款土木費でございます。2項道路橋りょう費、5目地域活性化事業費でございます。補正額は1億4,100万円の追加でございます。本事業に係ります工事請負費、用地購入費、補償金の追加でございます。次に、6目の地域連携推進事業費でございます。補正額は3,400万円の追加でございます。国の1号補正予算活用に伴うものでございまして、市内橋りょうに係ります測量設計委託料、工事請負費の追加となっております。次に、4項の都市計画費、4目吸収源対策公園緑地事業費で

ございます。補正額は1,139万円の減額でございます。決算見通しによる減額となっております。次に、5項住宅費、1目住宅管理費でございます。補正額は350万円の追加でございます。国の1号補正予算の活用に伴うものでございまして、八川の市営住宅改修に係る測量設計等委託料となっております。

次に、7款の消防費でございます。1項消防費、2目非常備消防費でございます。補正額は1,554万円の減額でございます。未執行によります皆減でございます。

ページが飛びまして、28ページをお願いいたします。9款災害復旧費でございます。1項農林水産施設の災害復旧費、2目農業災害復旧費でございます。補正額は170万円の減額でございます。契約差金による減額となっております。

続いて、10款の公債費でございます。1項2目の利子でございます。補正額は4,830万円の減額ございまして、いずれも決算の見通しのついたことによる減額となっております。

ページが変わりまして、29ページでございます。11款諸支出金でございます。1項基金費、1目財政調整基金費でございます。補正額は3億5,378万9,000円の追加となっております。本補正に伴う余剰分の積み立てでございます。次に、8目土地開発基金費でございます。補正額は3万4,000円の追加でございます。決算見通しによる追加となっております。次に、11目の国営十津川紀の川二期事業費償還基金費でございます。補正額は8万1,000円の追加でございます。決算見通しによる追加となっております。

続きまして、30ページでございます。補正予算給与費明細書でございます。まず、特別職でございます。補正前と補正後の比較で申し上げます。報酬につきましてでございます。補正前2億2,182万9,000円に対しまして、補正後2億1,983万4,000円、差し引き199万5,000円の減額となっているところでございます。次に、一般職についてでございます。職員手当についてでございます。補正前7億9,791万6,000円に対しまして、補正後7億9,447万9,000円となっております。差し引き343万7,000円の減額となっております。給与費明細につきましては以上でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。事項別明細書の10ページをお願いいたします。まず、1款市税でございます。1項市民税、1目個人につきましては1億2,060万円の追加となっております。続く2目の法人につきましては1,966万7,000円の追加でございます。均等割で340万円の減額、また法人税割で2,306万7,000円の追加となっております。次に、2項1目の固定資産税でございます。補正額は480万円の減額となっております。

次に、4款1項1目の配当割交付金でございます。補正額は1,050万円の追加となっております。

次に、5款1項1目の株式等譲渡所得割交付金でございます。補正額は1,800万円の追加でございます。

次に、8款1項1目の地方特例交付金でございます。補正額は323万円の追加でございます。

ページが変わりまして、11ページでございます。9款1項1目の地方交付税でございます。

補正額は2億1,839万6,000円の追加となっております。普通地方交付税の追加でございます。

次に、11款1項1目の農林商工費分担金でございます。補正額は225万円の追加でございます。土地改良事業分担金の追加でございます。続く3目の災害復旧費分担金につきましては13万円の減額でございます。

続いて、12ページの中段でございます。13款国庫支出金、2項3目の農林商工費国庫補助金でございます。補正額は1,750万円の追加となっております。国の1号補正予算活用に伴います農業体質強化基盤整備促進事業費補助金の追加でございます。続く4目の土木費国庫補助金につきましては、補正額は8,710万円の追加となっております。吸収源対策公園緑地事業補助金で900万円の減額、また、地域活性化事業補助金で7,755万円の追加、それと国の1号補正予算活用に伴いまして、橋りょう補修事業補助金で1,375万円の追加、公営住宅等ストック改善事業補助金で150万円の追加、道路ストック防災・安全事業補助金で330万円となっております。次に、7目の総務費国庫補助金につきましては2,881万3,000円の減額となっております。LED照明導入調査事業補助金で84万円の減額、ICT街づくり事業補助金で2,797万3,000円の減額となっております。

ページが変わりまして、13ページでございます。14款県支出金、2項4目の農林商工費県補助金でございます。補正額は1,414万7,000円の減額となっております。国の1号補正予算活用に伴いまして、団体営土地改良事業補助金で356万円の追加と、緊急雇用創出事業補助金で1,770万7,000円の減額となっております。続く6目の消防費県補助金につきましては345万円の減額となっております。消防力強化支援事業補助金の減額でございます。次に、8目の災害復旧費県補助金につきましては163万円の減額となっております。次に、3項県委託金、1目総務費県委託金でございます。補正額は228万1,000円の減額でございます。県民税徴収取扱委託金で465万2,000円の増額、また参議院議員選挙費委託金では715万1,000円の減額、参議院議員通常選挙啓発推進委託金で14万8,000円、同じく参議院議員通常選挙開票速報事務委託金で7万円の追加となっております。

次に、15款財産収入でございます。1項2目の利子及び配当金でございます。補正額は11万5,000円の追加でございます。

続く16款寄附金でございます。1項1目の一般寄附金でございます。補正額は102万円の追加でございます。

次に、17款繰入金でございます。1項2目の財政調整基金繰入金につきましては、補正額は7億4,720万1,000円の減額となったところでございます。

続く18款、1項1目の繰越金でございます。補正額は6億7,798万5,000円でございます。前年度繰越金の追加でございます。

ページが変わりまして、15ページとなります。19款諸収入でございます。2項1目の預金利子でございます。補正額は130万5,000円の追加でございます。次に、3項4目の雑入でございます。補正額は2,378万4,000円の追加のうち、県防災航空隊派遣隊員人件費収入で50万円の追加、また、農村資源保全地域協議会負担金返戻金で10万円の追加となっております。

次に、20款市債でございます。1項1目総務債につきましては、補正額は9,690万円の減額。合併特例債の減額でございます。続く2目の土木債でございます。補正額は910万円の追加でございます。吸収源対策公園緑地事業債で480万円の減額。また、国の1号補正予算活用に伴います地域連携推進事業債で1,390万円の追加となっております。次の3目消防債につきましては、補正額は900万円の減額でございます。防災対策事業債の減額でございます。続く5目の農業債でございます。補正額は2,510万円の追加でございます。国の1号補正予算活用などに伴います農業基盤整備促進事業債で2,000万円の追加、農地有効活用促進事業債で300万円の追加、農村地域防災減災事業債で210万円の追加となっております。次に、6目の教育債でございます。補正額が2億340万円の追加となっております。国の1号補正予算活用に伴いまして、小学校施設整備事業債で7,680万円の追加、中学校施設整備事業債で1億2,660万円の追加となっております。続く7目災害復旧事業債につきましては、補正額は130万円の減額でございます。農地農林施設災害復旧及事業債の減額でございます。

以上で本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

赤井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時04分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 先ほど平成25年度の一般会計の補正ということで、詳しく山本部長の方からご説明いただきましたが、今回の補正予算は、さまざまなまちづくりの事業に対する確定された事業費の精査に伴う減額であるとか、また、先ほど来議論がございました国の消費税増税に伴う経済対策の一環での1号補正の措置による事業費を追加されたということで、総額では5億9,000万円ほどの増額補正予算ということでございます。全般的には、さまざまな決算見込みの中で、先ほど来ご説明ございましたように、予算編成時に繰り出された財政調整基金を7億5,000万円でしたか、それを繰り戻されて、なおかつ決算見込みを勘案した中で再度財政調整基金を3億5,000万円でしたか、積み上げられたということで、非常に評価をすることでございます。その中で、若干さまざまな費目において質疑をさせていただきたいと、このように思います。

先ほど、繰越明許のさまざまな事業費の中で、先ほど来申し上げました国の補正予算を充当して多くの事業が計上され、それを翌年度に繰越するというご説明がございました。その中で、その繰越明許費の補正では、8ページにあります土木費の中で地域連携推進事業3,400万円の事業が計上され、その内容については、歳出の25ページに土木費の6目の地域連携推進事業ということで、それぞれ委託料並びに工事請負費ということで、その事業の説

明がなされているところでございます。まずこの事業については、たしか平成22年度ぐらいからだったと思うんですけども、今の政府でいいますと国土強靱化計画ですか、私ども公明党がその当時推奨しておりました防災・減災ニューディールと、こういう政策の中で、公共物、道路、橋りょう、葛城市には直接関係ありませんが防波堤、そういったコンクリート造の耐久年数が40年、50年、高度成長期に建てられた公共物が老朽化しているというようなことで、長寿命化計画というのを推進させていただいて、それが実際このように予算として実現できているということで、今までは新設する場合はさまざまな補助事業ということですが、その公共物を補修、またランニングコストについては一切その当該自治体で面倒見なければならぬというところが、今回この歳入にもありますように55%の補助が出て、橋りょうの長寿命化がどんどん進んでいると、こういうことでございますが、これについて担当課の方から、長寿命化についての点検の箇所並びに工事請負費が計上されております、細かい話になりますと平成26年度予算ということになりますから、これはこれで予算特別委員会の方でしっかりとご質疑をいただいたらいいわけですが、本委員会に計上されている限り、少し説明を求めておきたい、このように思います。

もう1点は、同じくこの補正予算でございました公営住宅のストック費用ということで、同じく26ページ、土木費の住宅管理費の中で、現状測量設計の委託料ということで350万円が計上されています。これは翌年度、先ほど来申し上げました平成26年度予算でさまざま個人請負等が今後計上されるんだろうと思いますが、山本部長のご説明では公営住宅の旧當麻地域にある八川住宅ということでご説明がございましたが、測量設計等の委託について少し詳しくご説明をお願いしたい。これについても、歳入の方では50%の補助ということでの事業と、財源の方にもそういう措置をされていると、私はこの予算書を見る限りこのように思っております。

あわせて、全然次元が違って申し訳ないんですけども、ページは18ページでございまして、これについては事業の確定というか選挙の関連の費用ということで、18ページには参議院選挙並びに19ページには、我々の改選がございまして任期満了に伴う昨年10月にあった市議会議員の選挙のさまざま選挙費用の全ての精算をされてということでの減額予算、この数字についてはとやかく申し上げることはないんですけども、関連してここにも少し内容も金額としては載せられています。期日前の投票ということで、これについてはさまざま今まで、期日前投票の推移というのはその時代時代にさまざまな改定がございました。従前は不在者投票という名前で、選挙当日にさまざまな事情で選挙に参加できない皆さん方が不在者ということで投票されておりましたが、さまざまな方針の改正のもとでこのような名称になり、現在に至っているということでございますが、この期日前の投票ですけども、ちょうど昨年10月、我々の市会議員の改選の選挙の折から、従前から私どもが申ししておりました期日前の投票の事務の更に簡素化ということで、期日前の投票というのは、本人確認も含めて各期日前投票所に行かれて、投票する前に申請書というのを記入すると。これについては、期日前に投票に来た氏名や住所やというようなことで、なおかつ当日来られないさまざまな理由についても申請をして、それで投票するというので、その申請書が、今までは投票場所におい

て先に受け付けをして申請書に手続をするということでしたが、私どもが幾度となく質問をさせていただいて、県内さまざまな市町村で既に導入されておりますように、自宅に送られてくる投票用紙に既に申請書を何らかの形で刷り込んで、事前に自宅の方でその申請手続を済ませた上で投票行動を迎えることによって、その期日前投票の申請をする事務手続が更に省けるのではないかとということで、ちょうどこの10月から、私どものこの市会議員の選挙からそれを導入されて、現在葛城市では各有権者に個別にはがきで投票用紙で送付されている、そのはがきの裏側に申請書が既に印刷されて、初めてこの10月選挙を迎えたということでございますが、そのような若干の手続の簡素化に伴って、期日前投票の投票者数はどのように推移して、直近でいいますと18ページ、19ページにあるように、昨年夏の参議院に比べて、期日前投票の例えば投票者数がどのような推移をして、どのような評価であったのかというのを少し説明を求めておきたいと思っております。

質問は以上です。

赤井委員長 課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願いたします。

ただいまご質問の地域連携推進事業と公営住宅の住宅管理の方法について説明を申し上げます。

地域連携推進事業につきましては、今回お願いしております道路ストック防災安全事業につきましては、対象となりますのは、道路管理者が管理、設置した第三者の被害が予想されます、橋でいいますと桁下を道路が交差するような場合の道路橋とその附属施設、また道路標識、道路照明施設等について、道路利用者及び第三者に対する落下、倒壊等による被害を防止する観点から施設の点検調査を行うものでございます。市内におきましては市道南阪奈側道1号線ほか7路線におきまして、対象となります歩道橋3橋、歩道橋2橋、道路照明55基、案内標識2基の総点検を行うものでございます。当初平成26年度に予定しておりましたけれども、先ほど質問の中で申されましたように、国の1号補正に伴いまして前倒しで実施をお願いするものでございます。委託料として700万円をお願いするものでございます。あと、国からの点検要領におきましては、今回の点検調査を受けて異常を把握した場合には、可能な限りの応急措置を行うことと適切な措置をとることとなっております、それに沿った対応をするということで考えておるところでございます。次に、工事費関係の地域連携推進事業の橋りょう長寿命化工事でございますけれども、橋りょう長寿命化工事に関しましては、平成23年度におきまして本市が管理する全227橋のうち、長寿命化修繕計画の対象となります橋長15メートル以上、または重要路線にかかります15メートル未満の36の橋りょうを対象として計画を策定させていただきました。大半が健全な状態でしたが、一部橋りょう4橋におきまして補修が必要な損傷が確認されております。今回補正をお願いする工事箇所につきましては、計画策定の結果によります2橋、安井川大橋及び乾橋について予算計上をお願いするもので、道路ストックと同様に、平成26年度に予定しておりましたけれども、国の1号補正に伴いまして前倒しで実施をお願いするものです。工事費として2,700万円をお願いしておるところでございます。補修が必要な残り2橋につきましては、そのうち1橋につ

きましては県道改良工事に伴い改良が行われる計画となっております、残り1橋につきましても早期に改修に努めたいと考えておるところでございます。地域連携推進事業につきましては以上でございます。

次に、公営住宅のストックの改善事業でございますけれども、住宅管理に係るところでございますけれども、平成26年度以降につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づく事業に限り交付金の対象となるということから、本市におきましては平成25年度に葛城市公営住宅等の長寿命化計画を策定しておるところでございます。本市の公営住宅は4団地71戸となっております、既に耐用年数を経過している住戸につきましては、屋敷跡団地、堂の久保団地の21戸、また耐用年数の2分の1を経過している住戸につきましては、さきの21戸と八川住宅を含む41戸となっております。残る観音寺田団地の30戸につきましては、耐用8年経過というような形の状況になっておるところでございます。今回補正をお願いいたしますのは住宅管理の委託料350万円で、さきに説明していただきました長寿命化計画に基づきます八川住宅に係る改善事業でありまして、本体の工事につきましては平成26年度においてお願いすることとなりますけれども、その工事に係る設計費及び工事監理費の委託料について、今回国の1号補正に伴いまして前倒しにより執行をお願いするものでございます。改善の工事の内容につきましては、外壁、屋根、ベランダの改修を予定しておりまして、本体の工事に当たりましては、入居者の方々にも十分な配慮をさせていただきながら進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

赤井委員長 課長。

安川総務財政課長 総務財政課の安川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

選挙費の関係でございますが、昨年度におきまして、参議院通常選挙と市議会議員選挙が執行されております。

まず初めに、参議院議員通常選挙についての状況についてご報告申し上げます。昨年平成25年7月21日に選挙が執行されまして、当日有権者数が2万9,268人、投票者数が選挙区と比例区同人数でありまして1万6,522名ということで、投票率といたしましては56.45%、そのうち期日前投票における投票者数が比例区、選挙区同じで5,786名、率にしますと19.77%となっております。ちなみに、3年前の平成22年7月11日に執行されました参議院選挙におきましては、有権者数につきましては2万9,026人で、選挙区における投票者数1万8,054人、率で62.20%、同じく期日前投票における率につきましては5,302名で18.27%となっております。

続きまして、市議会議員選挙の状況についてご報告いたします。同じく昨年平成25年の10月6日に執行されました選挙であります、当日有権者数2万9,008人、うち投票者数につきましては1万9,181人、率で66.12%、それに伴います、うち期日前投票につきましては6,395人、率で22.05%でございます。これも4年前の状況についてでございますが、4年前は平成21年10月25日に執行されておりまして、当日有権者数2万8,662人、投票者数につきましては2万14人、率で69.8%、うち期日前投票者数が5,285人ということで、18.44%。こ

の状況から見まして、前回それぞれ率が、参議院におきましても1%強、また市議会議員選挙におきましても4%弱ぐらいがふえているような状況になっております。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 それぞれの担当課から詳しくご説明いただきました。ご答弁ありがとうございます。

まず最初の土木費についてでございます。先ほど来申し上げました地域連携推進事業の中の長寿命化計画という中で、今回委託料としては市内7路線のさまざまな処置に対する委託料ということで、工事請負費については前倒しで、36橋あった中で、点検の結果、4橋については補修が必要やと、先ほど来申し上げましたコンクリートの耐久年数とかいうんですか、そういうのが数値が危険やと言われていたところで、そのうちの2橋についての工事請負費の計上であると、こういうご説明だったんですね。そのうち、また残りの2橋については、1つの橋は県道の改良工事と伴いまして修理をすると。もう1橋については早期にまた計上されるというふうなことでわかりました。この安井川の大橋はわかるんですけど、乾橋というのはどこかご存じですか、皆さん。知ってはる人もいますけど、どの辺りかもし差し支えなかったら。それと、ちなみに残りの2橋についてもどの箇所なのかも教えていただきたい。

八川住宅については、今速くおっしゃられたんで僕が間違っていたらあれなんですけども、20棟あるんですか、これでいうと、マイナスしたら。その20棟の全てを、今回の平成26年度の予算になるんですけども、外壁、屋根、ベランダ等のやりかえをすると、こういう意味でよろしいんでしょうかね。先ほど来、課長が最後におっしゃっていましたがこの内容についてはもう平成26年度予算になりますから、余りくどくは申し上げませんが、当然特に八川に今居住されている皆さんはご高齢の方も多ということ、もしくはお1人住まいの方も多いうらっしゃるといことで、やはり当然入居しながらこの工事をされるということになるろうかと思うので、特に安全対策についてはしっかりと、また居住者の皆さん方にもしっかりと確認をしていただいた上で工事を進めていただきたい。これは要望させていただこうと思います。

土木費についての再質問はその程度にさせていただいて、期日前についても詳しくご説明いただきました。数値を見ても、参議院についても、毎回の選挙のたびに全体の投票率というのは、そのときの有権者のさまざまな投票行動ということについても、そのときそのときの選挙の投票に行かれる、注目されるさまざまな動向というのは変わっていくわけですけども、ともかく、投票者数に限らず、少なくとも期日前というはずっとふえ続けていくということですよ。私どもの市議会議員選挙においても、直近のこの選挙で6,395人と。66%の投票者数の投票率の中で、もう22%の方が既に期日前に行かれていますと、こういうような結果を今お示しいただきました。幸いにしてそういう期日前の事務処理が簡素化できたことも、若干評価の中に、効果の中に入っているのかなと、このように思いますけれども、ただ、1つお聞きしたいのは、先ほど来も申し上げましたように、葛城市の場合は2万9,008人ですか、この皆さん方に個別で投票はがきを送られているということで、県内の特に各市におかれては、さまざまな各市の歴史もあろうかと思うんですけども、所帯に各有権者の投票用

紙を封書で、5人家族で5人とも有権者であれば、世帯主にその5枚の投票用紙を入れて封筒で送られているという、そういうシステムをされているところが多いというふうに私自身は一応思っておるんですけど、その辺をもしお調べいただいていたらまたお答えいただきたいんですけどね。やはり経費の問題も含めて、2万9,000人掛ける50円ですか、今、はがきでいくと。それが所帯でいうと1万3,000所帯ぐらいかな、今大体、全ての所帯に有権者がいると仮定してですね。そういったことによって経費も若干削減されるかなという気もするんですけど、その辺、葛城市ははがきのよさとデメリット、メリットというのがあると思うんですけども、この辺、今後もやっぱりよく検討いただく課題じゃないかなと、このように思っているんですけども、県内各市もそのような形でされているところ、経費の問題だけではないかもわかりませんが、その辺、どのようなご見解なのか再度お尋ねしておきたいと思えます。

赤井委員長 課長。

石田建設課長 建設課の石田です。よろしくお願ひいたします。

場所につきましては、安井川大橋につきましては薑のシャープの正門入り口の北側にあります橋でございます。乾橋につきましては、東室の大和高田バイパスの北側にございます高田川にかかっておる橋でございます。3つ目の新村橋につきましては、忍海・柳原本線にかかっております橋でございます、これが、県道の改良工事に伴いまして県が改良を考慮しております。もう一つ、東室橋につきましては、高田川にかかっておりまして、西室と東室の大字にまたがる高田川にかかっておる橋でございます。これにつきましては1番の安井川大橋につきましては、桁を支える支承の損傷ということで、その改修というような形で考えております。ほかの3つにつきましては、下部の鉄筋が露出しているというところの改修ということで考えておるところでございます。

以上です。

赤井委員長 課長。

安川総務財政課長 総務財政課の安川でございます。

先ほどの朝岡委員のご質問でございますが、旧両町におきましては、それぞれ当時は封書でやっていたという経緯もございます。ただし、その後いろいろ検討された中で今のはがきの状態に変わったということもございます。なお、必要経費というか、はがきの形式の場合と封書に変えた場合の試算も一応しておりまして、今現在、今回の市議会議員選挙、この場合約2万9,000枚ほどですか、郵送手続のためのはがきの印刷、その印字、また郵送代、これらを含めまして約2万9,000枚で156万円余りという試算になっています。それと、世帯単位で封書で郵送した場合の経費を試算しておるわけなんですけど、これにも封書、用紙の印刷、印字、封印作業等々、それと郵送代、これが1万3,500世帯という概算ではあるんですけども、これで試算しますと154万5,000円と、ほぼ変わらないような金額にはなっています。本市がなぜはがきを採用しているかということもございますが、おっしゃるように、他市の状況を見ますとほとんどが封書で発送されているのが現状的には多いわけですが、メリットとしましては、その所帯にまとまって届くという1つの利点はあるんですけど、逆にデメリット

ットについてですが、所帯の中でも例えば世帯分離されているとか、あるいは家族のうち1人だけ転送を希望されておるといったケースとか、逆に家族の事情で送らないでほしいとか、いろんなケースが想定されるわけでございます。その中で、国政選挙ですと郵送から結構期間があるんですけど、市議会議員におきましては1週間足らずという中で、発送期間の間に届かないというか、届きにくい。転送ですと直接そのお宅の方に郵便局から転送されるという経緯もございますので、そういうことも勘案の上、現状に至っているということをご了解願いたいと思っております。

以上です。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 もうこの辺で置いておきますけれども、石田課長のご説明で、4橋のうちの安井川、シャープのところの橋ですね。それから、乾橋は東室、高田バイパスの北側。ここは鉄筋が腐食しているというか、そういうご説明です。あと新村橋、これは県道の改良ですから、シャープの先の何やいう会社、まあいいですわ、すいません。あと東室橋、これについては早期にやると、こういう話ですね。わかりました。この長寿命化、先ほどの公営住宅もそうですけども、幸いにして早くから県下この作業に取りかかるということなんですが、葛城市は平成23年度とおっしゃっていましたか、早くからこの長寿命化の策定をされているということで、このような工事がもう既に発注できるというタイミングになっていますが、私どもも県下さまざまな所属議員がおりますが、長寿命化の計画がなかなかできていないというふうなことをよく耳にしておりまして、そういった意味では、市民の安全対策ということに平成23年度から2年計画でしたか、県とこの計画を立てられているということについては大きな評価をさせていただくところでございますので、しっかりと早急に、この4橋については安全対策が施せるようによろしく願いいたしたい。

選挙の方については、お調べいただきましてあります。思うほど金額は変わりませんねんな。もっと変わるのかなと思っていましたんやけども。いずれにしても、それはそれでデメリット、メリットがあると思いますので、今後いろいろ検討していただいて、よりよい投票行動ができるよう検討願いたいと、このように思っています。

私の方からは以上でございます。

赤井委員長 ほかにございませんか。

吉村委員。

吉村委員 よろしく願いいたします。

まず、18ページ、ふるさと応援寄附報償費、当初予算でいきますと30万円でしたね。今回27万2,000円の補正ということですけども、今のふるさと基金の現況がどれぐらいなのかをお聞かせ願いたいと思います。

それからもう1点、8ページの繰越明許費ですけども、所管の委員会の中でたくさんあるわけですけども、このうちの国の1号補正は別として、そのほかに5件あるんですね。なぜこれほどの繰越しがあるのかご説明願いたいと思います。

赤井委員長 課長。

西村税務課長 税務課、西村でございます。よろしくお願いいたします。

ふるさと応援寄附金でございますが、平成24年度は26件で41万5,000円で、市外の方が24件でございました。現在、平成26年1月14日現在ですけれども、69件で122万9,000円で、市外の方が58件で、市外の方に葛城市の商品を選んでいただいて贈呈しておりますので、支払が終わっておりますのが38件で27万5,000円であります。あと20件分がまだ申し込み未着、まだ支払えない状況にありますのでその分と、あとストラップ、寄附していただいた方全員にストラップとハンカチを送っておりますので、その分の記念品とで全部で57万1,500円になりますので、予算が30万円ですので補正を27万2,000円ということをお願いしたいと思います。

以上です。

赤井委員長 部長。

矢間都市整備部長 都市整備部の矢間でございます。よろしくお願いいたします。

1号補正以外の繰越しに係る部分でございます。まず、道路新設改良費の2,450万円でございますけれども、これにつきましては、今現在実施しております3件の道路改良工事ということで、今年度末に完成できなかった部分の繰越しをお願いするものでございます。次に、尺土駅前周辺整備事業4億5,040万円の繰越しについてでございますけれども、これにつきましては、工事請負費の1,500万円、また用地及び補償費で4億3,540万円を繰越しさせていただくものでございまして、今年度見込んでおりました契約ができなかった、用地補償費で契約できなかった部分が主に繰越しさせていただくという理由でございます。次に、国鉄・坊城線整備事業9,920万円8,000円の繰越しについてでございますけれども、主な繰越しの理由としましては、道路改良のための工事費が3,733万3,250円、また、これにつきましても道路用地費並びに補償費で6,100万円という内容になっております。これにつきましても、今年度見込んでおりました用地契約ができなかったことにより繰越しの理由が主なものとなっております。次に、地域活性化事業6億324万4,000円の繰越しについてでございます。主な繰越し内容につきましては、これにつきましても、未買収地の用地及び補償費が2億7,145万7,000円と、工事費が2億4,478万7,000円という繰越しの内容になってございます。これにつきましても、今年度見込んでおりました用地契約ができなかったことと、それに伴って造成工事ができなかった部分の繰越しの理由になっております。次に、吸収源対策公園緑地事業でございます。7,830万円の繰越しをお願いするものでございますけれども、これにつきましては現在契約済みでございますけれども、兵家地区の工事費並びに今在家地区の用地費及び補償費の繰越しということになっております。

以上です。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 それぞれご説明願いましてありがとうございます。

ふるさと納税につきましては、これからは新年度の予算になりますけど、60万円計上なさっていますので、これからもふえるのかなと思いますけども、その見込みなんですよ。わかりました。

それと、繰越しですけれども、ほとんどが用地、それから補償費というふうになるというふうに思うんですけど、これもどなただったかな、前にも質問なさっていますけれども、しっかりと用地買収の方に行っていたかかないとということもありますし、きょうの奈良新聞に奈良市のことが載っていました。議会で議決した予算が執行されないというのは問題だという話もありました。額にしますと葛城市はかなりの額になるというふうに思いますので、これはほんとに、最近繰越しがかなり目立っていますので、その辺だけちょっと注意していただきたいというふうに思いますけれども。それしか言いようがないんですけども。

赤井委員長 下村委員。

下村委員 繰越明許費のことなんですけれども、数字だけ見れば、今吉村委員が言われたとおり21億円ですね。端的に言いますと、全然事業が進んでいないというのは一般的に見るとすぐわかるんですよ。内容をいろいろ今まで我々は聞かされておりますので、まあ仕方ないかなというところもあるんですけど、実際、尺土駅前の整備事業と地域活性化事業だけでこの21億円の約半分の額になっているわけです。今いろいろ問題になっておりますその地域活性化事業につきましては、特例債の延長ということで、2年間延長というようなことで、それまでにどうにか完成してほしいという関係者の、今会社設立準備委員会の要望もございまして、それはそれとして、今後関係団体と議論をしてみたいと思いますけれども、この尺土駅前周辺整備事業につきましても一応3年の延長ということで、今が平成26年度ですから、3年延長となりますと平成29年度、現実に言いますと平成30年の3月完成というような、そういうことになるので、私は地元なんですけれども、地元の方も余りご存知ないということと、それと、目に見えて工事はやってもらっているんですけども、まだこれからできるところもあるので、地元の要望といたしましては、できるところからやってほしいという要望を私自身も非常に聞いておりますし、完成以後は北側というような話も毎年地元から要望が出ております。何とか延長になりましたけれども、地元の方にも今後説明いただいてご理解をいただけるように、理事者、担当者の方でも考えていただきたいと思います。これは要望ということで述べておきます。

以上です。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 25ページ、6款土木費、5目地域活性化事業費、15節、17節、22節、補正で金額が上がってきているんですけども、工事請負費、用地購入費、補償金についての内容説明をお願いします。

赤井委員長 部長。

矢間都市整備部長 地域活性化事業の補正の部分についてでございます。本件につきましては、まず地域活性化事業というものは、道路事業とまちづくり交付金の2つの事業により執行しております。今後の執行上の見通しから、まちづくり交付金の用地購入費2,828万7,000円を、工事請負費に1,328万7,000円及び補償費に1,500万円での執行に振りかえさせて執行させていただくということと、また、用地購入費につきましては道路事業に係るものでございまして、当初の予算計上においては土地鑑定評価がまずなかったことにより、当初見込みにより計上

しておりましたので、鑑定に基づいた用地費を算定したことによりまして1億4,100万円が不足することになりましたので、その結果、用地購入費としてはまちづくり交付金の用地購入費2,828万7,000円の減額と合わせて、その結果、用地購入費を1億1,271万3,000円の補正ということでお願いしているものでございます。

以上です。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 わかりにくい話やな。また詳しく聞く機会があるのかなと思うけども。じゃあそれと、今回8ページで追加で繰越明許を出してはりますよね。それで、同じく地域活性化事業、これは用地費、幾らやと言わはったんかな、2億7,000万円ほどと言わはったんかな、それ以外は工事費という話でしたな、さっきの説明。道路部分とまちづくり部分とで分けているから、用地購入費が不足して、これは25日に採決するわけですな、この補正予算はね。それで3月いっぱい執行されるんですな。その部分、今補正をかけた部分を繰越すわけですか。今のこの2億7,000万円に含まれるわけですか。その理由は何ですか。普通考えたら、例えば3月末、25日に可決されるか否決されるか知らへんけども、通常25日が起点ですわな。起点で、3月末までに用地購入するからということで上げられるわけですわな。わかりますか。年度の補正予算やから、平成25年度でね。それで、繰越しで入れる。普通やったら、もうこれは新年度予算でやったら一発で済むの違いますの、繰越し入れないで。何かメリットなり理由なりがあるんですか。

赤井委員長 課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。

この事業につきましては、ただいま部長からも申しあげましたように、1つの科目の中で、道路事業の部分とまちづくり交付金事業という部分の執行をさせていただいておるところでございます。その中で、今回平成25年度の執行の見合いを見ておりますと、先ほど部長が申しあげましたような形の中で、まちづくり交付金事業の方の用地費の方が余ってくると思いますか、その部分を道路の部分の方に振りかえるというような形の中での作業の予算の項目の枠組みの中で操作をさせていただく、というような形の中での組替ということでご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。当初、先ほど部長も申しあげましたように、用地の単価につきましては概算で計上しておりましたけれども、今回鑑定の評価に基づきます概算をはじめますと、まちづくり交付金事業の方から道路の方に予算を組みかえて執行させていただくというような形の中の予算の組替ということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 じゃあ、まちづくり交付金事業の項目というのは何目になるんですか。

赤井委員長 課長。

石田建設課長 まちづくり交付金事業は地域活性化事業という形の中で、同じ科目の中で道路事業分とまちづくり交付金事業の部分、2つの事業を執行しておるところでございます。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 振替やと言わはったんでしょ、今。振替ということは、減額があつて、その節の減があつて、それで増の節があるということと違いますの。これは増額補正としか見えへんけども、振替やと言わはったら、振替でどこに減があんのと聞かなしゃあないわけで。

赤井委員長 課長。

石田建設課長 用地費の中では、道路事業分に1億4,100万円の事業費が必要やと、残りが追加が必要やということで当初考えておる中で、まちづくり交付金事業の方では2,887万円が残りま
す、多いですよということの中で、中で振りかえましたので、用地の方につきましては1億
1,271万3,000円の補正とさせていただいているところがございます。その意味で振替という
ような形で説明させていただいたところがございます。

赤井委員長 理事。

中都市整備部理事 振替という中で、阿古委員が言われているみたいに、振替というのは当然プラス
マイナスがゼロという設定の中で振替ということにはなってくると思うんです、言葉として
の話ですけど。用地費が、先ほど部長が説明させてもらいましたとおり、道路端等についま
して当初見込みよりも単価が上がってきたという経過がある。その中で、1億4,100万円が
不足するというこの中で、科目事業の中で振替という形で、今上げさせてもらっている工
事費なり補償費にということで分けさせていただいたような経過の振替という言葉を使わせ
ていただいた。それと、1億4,100万円につきましては、国の事業の中で道路事業に係りま
す部分につきましてはパッケージという形で、県下の中で1つの路線ということじゃなしに、
全県の中でパッケージ事業という組み方の中で、国鉄・坊城線と道の駅の道路分とは1つの
事業体に入っております。その中で、国鉄・坊城線の方につきましてはJRの工事の関係で
なかなか進まない点がありまして、その分の補助金につきましては執行ができないという形
でありますので、その分につきまして地域活性化の方に持ってこさせていただくというこ
とですので、補助金が3月になってついているというような形になっておるんですけれども、
現実的には、当初の方で見込みとして国鉄・坊城線についたものをこちらの方に振りかえさ
せてもらうという形になっている。ただし、国鉄・坊城線につきましては継続費を組んでい
ますので、そのままいかさせていただくというふうな形になる。

以上です。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 端的に申しますと、道路分とかまちづくり交付金事業というのは同じ、今阿古委員がお
っしゃっているように、会計処理の中で款項目というのは全く同じ部分でそれぞれ予算計上
していますので、今回の部分につきましては、先ほど申しましたように、用地買収に係りま
す費用につきましては約1億4,100万円不足しておりますので、今の国の予算の配分が7,700
万円その分がついたので追加補正をさせていただく。その追加補正をさせていただく中にお
いて、それぞれ工事分と用地買収費と、それから補償費分の全体の中での差し引きをさせ
てもうた部分の予算計上ということになりますので。本来ならば、先ほど申しましたように
1億4,100万円、工事請負費そのまま、工事請負費の用地買収費の追加として上げるのが本

来の予算の計上なんですけれども、内部で経理をしておりますのは、それぞれ箇所と、それからそれぞれの道路工事、まちづくり交付金事業としての仕分けの中で調整させてもうているということなんです。説明させてもうたのは、本来ならば単独事業で、1本の事業でしたら公有財産購入費1億4,100万、それだけの補正で済むわけなんですけれども、今の執行状況を見させていただいた中で内部での予算の組替ということでご理解いただきたいと思っています。

赤井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時27分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

部長。

矢間都市整備部長 阿古委員のご質問についてでございます。再度説明させていただきます。

平成25年度に、国の補助として、国鉄・坊城線整備事業に対して事業費1億4,100万円、補助金額で7,755万円がついておりました。その執行を求められております。しかし、JR工事は用地等の問題もあり執行ができないことから、地域活性化事業の道路事業での執行をさせていただきたく、今回補正をお願いしているものでございます。国鉄・坊城線整備事業から地域活性化事業へ予算を持ってくる場合には、国鉄・坊城線整備事業を減額すべきところではございますけれども、JR工事は継続費設定をしておりますので、予算はそのまま連続線となり、変更はしてございません。地域活性化事業での補正をお願いしております科目ごとの配分につきましては、今後の執行を踏まえ、工事請負費で1,328万7,000円、公有財産購入費で1億1,271万3,000円、補償補填として1,500万円の追加をお願いしているものでございます。

以上です。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 結局は予算金額としては振替はしていないんですよ。せやから、補助事業としての事業場所の振替はしているということですよ。そういう説明をしゃあへんと、振替していますねんと言うたら絶対金額のマイナスが入って当然なんやから。今言うてはる意味はわかりました。国鉄・坊城線の方がちょっとはかどらへんから、かわりにこっちの方に振ってきたんですよ。じゃあ、そこでお聞きしたいと思います。公有財産購入費で1億1,271万3,000円、工事費と補償補填に3つに分けて1億4,000何がしかを分けたという話ですけども、今回繰越明許の中で、地域活性化事業で用地費で約2億7,000万円、ちょっとそれより多かったかな、それと、工事費でその平成25年の差額分を繰越しているんですね。じゃあ、地域活性化事業でこれだけの繰越しをする、それとは別にこれをあえて今回こっちへ振ってきている、その理由は何なのか。

赤井委員長 理事。

中都市整備部理事 補正させていただいている額につきまして、補正と同じく繰越しの方をお願いしているものでございます。よろしく申し上げます。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 この1億1,271万3,000円も、この6億324万4,000円の中に含まれていますよということですね。それやったら別に国鉄・坊城線整備事業の方で残しとかはっても同じ違いまんのか、繰越しで、繰越さはんねやったら。その辺はどういう消化をしてそういう作業をしたのかな。

赤井委員長 課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。

国鉄・坊城線で、平成25年度におきまして、補助の枠として1億4,100万円があったというところの中が未執行というような形になってはいけませんので、補助の枠として執行するために、同じ県の事業のパッケージの中の道の駅の事業の方に、用地の方で振りかえさせていただきまして執行するというごことばでございまして、道の駅の道路事業の部分の用地に関しましては、朝からの委員会の中でも申し上げていましたように、用地単価の関係で用地の事業費が不足してくるということの中で、今回国鉄・坊城線の補助枠の部分の道の駅の方で執行するというような形で一応平成25年度に計上させていただいた中で、平成26年度に繰越しをさせていただいて、その部分を執行させていただくということで予算を組ませていただいたところです。

以上です。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 今阿古委員といろいろやりとりをやってはるけど、市長が2時になったら出はるということで、わしが先に話をさせてもろて、市長が退席しはってゆっくりとこの問題について中身をやっていったらと思いまんねん、市長は忙しいさかいに。わしも簡単に聞きますわ。今問題になっている繰越し、毎年わしは繰越しと言うてまんねんけど、全体を見て今ぱっと計算しているねんけど、今190何億円の予算になったあるわけやんな。それで21億円が繰越しになったある。全体的に見たら11%、率からいったら繰越しになったある。ところが事業費、学校が入ったあるから投資的経費というのかな、それから見ていったら、ざっと勘ででっせ、30%は下らんとするわけや、繰越しする金がな。毎年毎年同じことを聞くんやけども、何でこうなるの。いつも市長がおっしゃるのは、人が足りません、こうおっしゃるわけや。私は逆に、職員に怒られるか、人は余っていると思とるわけや。そこらのギャップが大分あるというのと、ここで、入のところも出のことも一緒やけども、前年度繰越しが6億何ぼかな、これは皆、繰入れしたはるわけやんな。6億7,700万円を繰越してはる。台帳は7億7,000万円を戻してはるわけやんな。そこへ積立金が3億何ぼあったかな、3億5,300万円、これを積んではるわけですわな。これは、会社で言うたら利益が出るとわしは思とるわけですわ。ざっと10億円ほど利益が出ていると。この10億円が、何でこのくらいの、利益と言うたらあかん、不要額が出るのか、私は理解に苦しんでおるわけですわ。例えば交付税、今2億何ぼかな、数字ばかり忘れたらあかんけども、出てきたある。その要因は交付税がふえた、これは要因であると思いますねん。これだけ繰越したあるということは、いわゆる不要額、その中身はほんとにわかりませんよ。ところが、例えば5億円なら5億円の事業費を組んで、単純に半分、2億5,000万円の補助金が入ってくる、ということは、2億5,000万円

を国に返上しました、差額の2億5,000万円がありますわな、ということは、そんなものが入って、これだけの金が出てくるのか、あるいはそんなん一切入ってまへんで、ほかの一生懸命事業をやった中で、職員が努力をして、儉約に儉約した中で金が浮いてきましたということになるのか、そこらを私は市長に聞きたいんですわ。

赤井委員長 市長。

山下市長 今の岡本副委員長の質問にお答えさせていただきます。

今回、何でこれだけ浮いてくるねんというお話でございますけれども、まだ詳細な分析はまた後で部長に聞いていただいたりしたらいいと思いますけれども、いろいろと議論して予算を編成するときには、かなりきつく状況を聞きながら、不要額が出ないようにということできせていただいています。事業にかかわるものについては、岡本副委員長ご承知のように人手が余っている、私はそれが足りないという意見の違いはありますけれども、さまざまな事情で執行ができない部分がありますので、繰越さざるを得ない。用地をうんと言っていただかなかつたら買えませんので、その分が繰越しになっている。それを除いた分の事業については、当初予定しておった予算編成、余分な分を見とるんやろうということは、これはない状況の中で予算を組ませてもらっております。また、これは担当の方からどういう形でこの分の不要額が出てきたのか、剰余金が出てきたのかということは尋ねていただいたらいいと思いますけれども、私の方としては一切、どこかで何かを表に出さんと見ておって、それがこっちに出てきたというようなやり方をしているわけではないということでございます。

岡本副委員長 今市長が言うた、私はそんなこと聞いているの違いまんねん。別に予算はきちっと組んではるねからね。それはそれでよろしいやんか。そやけど、私は今初めて聞くわけやけど、今、今年だけ、例えばこんだけ繰越しがあるというのはわかりますやん。私は平成21年から議員にならせてもうて、ずっと毎年7億円、8億円があるわけですやんか。市長に言うたらこんな失礼なんやけど、怒られるけども、みんな努力して積み立ててくれはった、それはわかりまんねん。市長が言わはるのは、私が引き継いだときは16億円の積立金があって、今40億円貯まっています、これはいつも言うてはるわけや、市民に対して。それは結構なことやと思てまんねん、貯めてくれはるといことはな。せやけども、その財源、積み立てする財源、これがどこにあったんかということもはっきり市民に言わないと、わしは不足を言うてんっちゃいまんねんで。貯めてくれはったことはありがたいですよ、後々のことを考えて。これはええことやと思いまんねん。もっと言うたら、事業がかなり遅れてきていると思いますわな。せやから最近ちょっと、わしは言い方が悪いかしらんけども、その事業の遅れ、そういうふうなことがあって繰越しが出たあると私は思てますねん。部長いわくはいろんなことを言わはると思います、投資的経営がどうやとか、専門やからね。扶助費がどうなつてんとか言うてきはると思いますねん。それはそんでよろしいやん。確かにそういうことやけども、それだけでこれだけの不要額は出てこない。これから決算見込みをして、恐らく通常いったら、こんだけ出しているよって、2億円やそこらの金は普通は出てくるはずなんですわ。今3月にそんなきっちり組めることない。何が起きるかわからん。せやから今市長がおっしゃるように、何も無駄な経費を組んでいるとはわしは何も言うてません。当然3月、あと半

月ほどあるわけやから、この間に何が起きるかわからん。せやから余裕財源を持つとかなあかん、これはようわかってますやん。せやからわしは少のうても、財政見通しがあって、何ぼ低く金額を見積もっても2億円ぐらいは不要額が出てくるやろ。これは当然やと思いますねん。せやからその出る前に、もう既にこれだけ前年度の金はこっちに来たあるからこんでええとしたかて、またここへ積んできたら、今市長がおっしゃるように、いつもおっしゃいますやん、例えば5億円積みましたよ、まだ3億円ありまんねんと、こう言うてきはるわけですやん。それは言うのわかるけども、余りそれを言われたら、何か1人市長が貯めてきはったようにとられるから。私は根性悪で聞いてんのとちやいまんねんで。せやけどやっぱりそこらを、繰越し、繰越し、ずっと4年間余り言うてきました。何でこのぐらい繰越しすんのか。あと国鉄・坊城線はまたゆっくり話をしまんがな。そこらだけ、市長の考えと私とが違うんかわからんけども教えてほしい。

赤井委員長 市長。

山下市長 所信表明演説でも申し上げましたように、岡本副委員長もきのうの一般質問の中でおっしゃっていたように、当初財源がなかったから事業ができなかったというようにおっしゃいましたけれども、新市建設計画で予定すべき事業が進んでいなかった部分があります。クリーンセンターしかり地域活性化事業しかり、他の部分についても進んでいなかった部分というのがあって、あの状況から果たして10年間の中で間に合うのかというようなことがありました。これをまず事業化していくことが大事で、どうしても葛城市の将来にも要る事業であれば、より有利な財源を使ってやっていくべきであろうということで事業化させていただいたということが、これは岡本副委員長と私の考え方の違いやと思います、そこは。だから、説明をしても埋まるものか埋まらないものかというのはわからないところですけども、私は葛城市の将来にとって、新市建設計画の中でいろいろと計画されてきた事業について事業化をまずして、あの時残された時間というのが5年ぐらしかなかったですから、まず事業化させていただいて、その中で、思いとしては10年間で終わるんだという思いでまいりましたけれども、用地等の関係でかなわずに、2年、3年延長せざるを得ないという状況が出てきている。そこは無駄な、無駄なという言い方をしたらおかしいですね、将来も含めて葛城市の市民の貴重な税金を有効に使えるようにする手法として、合併特例債を使った事業をやっていくべきであろうという形で事業化させていただいて、のんびりしていたらその事業化もできないという状況があるかもしれないということで、早期に事業化させていただいた。もちろん、事業化させていただくということは、この10年以内におさめますということを書いていかなければやはり認めてもらえないことですから、言ってこさせていただいた部分があるかと思います。その部分において職員にも無理を言ってきた、なかなか用地交渉も進まない部分もあった、そういうことの積み重ねによって、まだ完成を見ていない事業もあるわけでございますけれども、今回それが5年間の延長というのを認めていただいた上で、適切な執行期限という形になるようお願いをしていきたいという形で、今予算編成をさせていただいているというところでございます。それと、岡本副委員長がよくおっしゃっていた、繰越しがあるねんから新年度の当初予算を組まなかったらええやないかい、そんだけ

のお金をやっていかれへんやろというご指摘もいただいております。今回は国鉄・坊城線とクリーンセンターの事業以外は、新年度の予算は、今繰越しがたくさんある分については予算計上をほとんどしないで、前年度の繰越し、これをしっかりと事業化を進めていけるように努力なさいという形で予算を組ませていただいていると、こういう考え方にさせていただいております。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 わしが市長に聞きたいのは、今まで市長が就任されるまででんねん。その事業ができていなかったと、こう言われるわけやけど、やっぱり10年間の新市建設計画を組んで、市長もおっしゃっているように、まずどこから手をつけるねん、まず学校ですやんか。次の世代を担う子どもたちが安心して勉強できるように、学校に手をつけていった。そのほかに手をつけに行くのはなかなか行かれへん状態であった。それを今市長がそういうふうにおっしゃったら、わしも反発せなならんようになってくるわけや。そういうことやなしに、どなたが市長になられても、継続するんは継続していくという形でやっていかないかんわけですやんか。今市長がおっしゃるように、財源的と言われるのやったら、まず当初の新市の件に乗ったある分を先に仕上げるといふんか、国鉄・坊城線はわしは感謝していますと云っているわけやけどな。ほかの事業にしたかて、そう言われるんやったら、先にこっちを消化した中で次にやっていくという手法をとられたらええんちゃうかなと私は思うだけであって、これは市長の考え方やさかい、私はこれをしなさいと言えんわけやけども、そやけども、やっぱり今市長が言われてぱっと見たら、確かに尺土駅前補助事業は新年度は一切ついていませんわ。ほかは皆ついたあるわけや。さっきの国鉄・坊城線でもそうやんか。言うたら、1つの手法として国鉄・坊城線を道の駅に持っていく、事業手法としては間違いとは言いませんわ。そやけど、こんだけ繰越しをして、なおかつ国鉄・坊城線がせっかく補助金をもうて、返したらもったいない、こっちへ持っていくねん、これも1つの方法かわからんけど、繰越ししたってまた来年繰越しのが目に見えたあるわけ。それやったら、いつも私が言うようにきちんと返すもんは返して、楽にして、職員の肩荷をおろしたる、これもやっぱり私は市長が決断されないと、職員が決断できませんので、そういうことがあるから繰越しはしないほしい。そうしたったら、1年間で2年間の仕事をせなあかん、そらできることない、それでずっと繰越ししてきたある。尺土のことは詳しく言いませんが、また市長が誰に聞いたんとまた言うさかい、言わへんけども、何で今年補助事業が入っていないんか、言いませんよ私、また誰に聞いたんやと言うさかい言わへんけども、それを言われたら、わしかてそうでっかと言うわけにいかんから、こんな議論やめときまんねん。わしからそんなえろう言うて市長をいじめるようになったらあかんから言わへんけども、何べんも言うしに、繰越し、これはまあ今年はしたかてしゃあない。やっぱり平成26年度は、ゼロにせえとは言わんけども、やっぱり減らすもんは減らしていってもらわんと。それで今、国鉄・坊城線でも組替しまんねんと言うて、ぱぱっと隣に計算機を借りてしたけども、そんな丸々JR分みたいなの、継続で組んでここにも予算が出たあるわけや。この差額、1億4,100万円であるけど、人件費や何やてやっていったら、もうあらへんのちゃうかなとわしは思うわけやけどな。そんな細か

いことは言わへんけどね。そんなことをすんねやったら、やっぱりお願いしたいのは、返すという言葉を使ったら悪いかしらんが、返すもんを返してやっていかないと、使われへんのがわかったあるとこへそんなんを持っていったってしゃあないということのをわしは言いたいわけや。それだけお願いしときますわ。もう返事はよろしいさかいね。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 平成25年度の予算で、国鉄・坊城線の方の事業、同じまちづくり交付金事業なんでしょう、その中で、当初予算もしくは途中で補正がかかっているのかどうか知らへんけども、その予算金額というのは今現在幾らになっていて、執行金額は幾らになっているのですか。というのが、どうしてもわからない。手法として補助金を先に要りそうな方へ振り分けんねんというのはわかる。わかるけども、その事業の金額ですから、新たにもらった補助金であれば、もしくはその事業費であれば、それだけのプラスだけで浮くんですよ。せやけども、振りかえる、手法として振りかえるけども、実際の金額として、たしか部長の話では平成25年度、1億4,100万円計上しているんかな、その金額も教えてほしいねけども、それが同じように1億4,100万円がそこに残っていて、今回でいうたら補正は、ここにはマイナス補正がかかってへんわな、それでこのプラスの部分だけ出てきているわけやから、それが理解でけへんと言うんですよ。手法としてはわかる。同じ補助体系でもらえるところのやつを、款はまたがっていないからそれでええんやろとは思いますが、実際に今現在の国鉄・坊城線の金額はどういう形になっているの。減額補正を同時にかけているんですか。それが理解でけへんとさっきから何回も言うているんですわ。

赤井委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後1時53分

再 開 午後2時01分

赤井委員長 休憩前に続き会議を開きます。

阿古委員。

阿古委員 そうしますと、繰越の明許という形でまた話は戻ってくるんですけども、国鉄・坊城線の事業で受けるよりか、今言うているように道の駅の事業、地域活性化事業、そっちで繰越明許を受けるその理由ですわ。なぜそうなるのか。というのは、雑談の中ではある種の話は聞いていたと思うんですけども、その辺の説明をお願いします。

赤井委員長 部長。

矢間都市整備部長 地域活性化事業で執行する理由についてでございますけれども、先ほども申し上げたとは思いますが、国鉄・坊城線整備事業の執行の関係から、地域活性化事業の方の執行の見込みがある程度立っておりますので、そちらの方で執行を予定していることでございます。

以上です。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 懸念するのが、まちづくり交付金事業というのは何年度末までか。当初5カ年、10カ年、今はもう年度はなしですか。永遠にいけるんですか。その辺を確認したい。

赤井委員長 理事。

中都市整備部理事 まちづくり交付金につきましては、土地再生整備計画に基づいてということになっていきますので、平成27年度までということになっております。

以上です。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 ということは、なぜ聞くかというたら、国の方もしくは県を通ってくるわけやけども、平成27年度で清算しやなあかんわけですな。違いまっか。平成27年度までの事業やと言うんやったら、平成27年度までに完結できていたらええけども、できてやんかったら精算しやなあきませんわな、当然。何を言うているかという、国の方は国鉄・坊城線という名目で、こっちは内部は知りませんで、内部は地域活性化事業で使うけども、国鉄・坊城線事業で出てきた金額で来たときに、国鉄・坊城線の延長をかけられんのかそれはどうか知りませんで、知らへんけど、平成27年度で完結できやんかったら、今回出てきた補助金7,700万円かな、それは返済しやなあかん。違いますの。もらいますの。

赤井委員長 理事。

中都市整備部理事 今言われる補助金との関係ということになるんですけども、今7,755万円なりということで、補助金の方につきましては次年度の執行ということになっています。精算というお言葉の中で、精算に当たっているかどうか、私の思いでということになるかもしれませんけども、以前まちづくり交付金の中で、年度間の流用というような形の中で、最終的にそれと補助金のウエイトのかけ方、例えば40のやつを、というかけ方の違い、補助金の中でも動いていたときに精算という状態が起こったと思うんですけども、今の国庫補助というか交付金の中においては、精算というような形ではならず、単年度ないしお願いしております明許も含めましてですけども、年度ないし次年度の精算という、執行した分について補助金が出てくるということになっております。ですので、精算というか差額金的な、精算と言われるのは差額金と見たらいいのかもしれませんが、その分については生じないということになってきます。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 じゃあ、執行した分についてのみ、今言うているように補助が入っているということですねんね。それでよろしいんですね。間違いはないですよ。

赤井委員長 理事。

中都市整備部理事 基本的には執行した分につきまして、細かく言いますと、年度内で執行した分を支出決議というような形の中で県の方に上げさせていただいて、請求も含めてですけどさせていただいて、補助金がおりてくるということになっていきますので、やった出来高に応じてということの補助金がついてきています。ただし、まちづくり交付金につきましては、ある程度流動性というものを今枠の中で広げている点がありますので、ですが、うちが今処理している分につきましては補助金単位ということで、道路事業については55%、まちづくり交付金につきましては40%ということのベースにおいて先ほど言った手続をして、補助金ベースのとおりにいただいているという形です。

以上です。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 関連で、私も余り出しゃばったらいかんねけど、今、中理事がおっしゃったように、まちづくり交付金事業というのと道の駅事業ということは、わかりやすく言えば違うということと言わんと、わしが横で聞いたとったら、道の駅事業とまちづくり交付金事業が一緒になったあんのとちゃうかな。せやから阿古委員が言わはるのは、まちづくり交付金事業というのは5年間なら5年間で、補助金がようけ入ったりするけども、5年間で精算して、もらい過ぎたら返すんやろと言うてはるとわしは思てるわけや。道の駅事業というのは、中理事、要するに、1億円の事業をしました、完了しましたと言うて5,500万円の補助金をもらうわけやろ。それがごっちゃになったあるんちゃうかなと俺は思うねん。それを、今まちづくり交付金事業があつたら5年間でんねんと、5年間の中で、まあ言うたら歳出よりも歳入が多かってそれはいけますねと、5年の間に精算しまんねというのがまず1つやろ。その1つと、それはまあ言うたら地域再生の方やんか。今、俗に道の駅、道の駅でややこしいねけども、本当にこの休憩所とかトイレとかをやるだけでいう道の駅事業、これは道の事業やん。せやから通常の補助事業と一緒に、工事が完了してから補助金がもらえまんねんと、こういうことちゃうん、道の駅。交付金も一緒やで。前、副市長かてやな、交付金と補助金はちやいまんねんと言うて、金返しまへんて言うているけどな、交付金も補助金も意味は違つたかて、やっていることは全く一緒やんか。せやから単年度しかいかへんわけや。今道の駅でも、うちは勝手に5カ年やと言うているけども、国みたいなんは単年単年や、せやろ。国みたいなんは繰越しを認めているけども、5年間補償しますの何もあらへん。ただ事業として、1つの道の駅事業、5年間はこの事業いけますよと国がメニューをつくつとるわけや。それが2年目ですするのか、3年目で受けるのかやんか。3年目で受けたら、あとその年を入れたら3年しか事業をもらわれへんわけや。そやけども、また別の事業名目で補助事業あるいは交付があるから続いていっているだけのことであつて、やっぱり議員に説明するのは、5年間でこの事業は終わりましたんと言うて説明して、またこの事業でたまたまこの道をいきまんねんとか言うたつたらわかるけどやな、そらおたくらプロやよつてに、こうやああやと言われたつてそんなんわかれへんねん、議員に。せやから今言うているように、まちづくり交付金ならまちづくり交付金やつたらこうしまんねん、道の駅ならこうしまんねんとまず全体を言うたつてや、それでいかな、これわからへん。俺かて横で聞いてんのわからんかつてんけど、それと違うか。違つたら違うと言うてくれたらええやん。

赤井委員長 部長。

矢間都市整備部長 今の交付金制度について説明したいんですけれども、補助事業の時代は、まちづくり交付金と補助事業というのがありました。平成24年ぐらいだったと思うんですけれども、社会資本整備総合交付金ということになって、昔でいうまちづくり交付金、補助金が合体して、1つの社会資本整備総合交付金というふうになりました。厳密に言うと今はもうまちづくり交付金とうのはございません。何に基づいてやっているかという、都市再生整備計画事業ということでやっています。便宜上まちづくり交付金という言葉を使っていますけれど

も、今は社会資本整備総合交付金と1本になっています。それで今、中理事がおっしゃったように、年度年度で交付申請をして、その出来高で交付金が交付されるという制度になっておまして、話がややこしくなって申しわけないですけど、まちづくり交付金というのは便宜上我々も昔からそういうことを言っているもので、そういうふうに使っているだけであって、今は厳密に言うと都市再生整備計画事業に基づく事業で行っています。

以上です。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 ということは、平成24年からこっちは毎年毎年か。この前俺が尺土の聞いたときに、副市長が、交付金事業やから返さんと使いまんねんと、こう言うてはるやん。それはまたちやうんかい。まあええがな。もうそんでわかったがな。別に平成24年の前のような、5年間でもらうものをもうて、余ったものを返してくれということやなしに、補助事業、補助事業という言葉はおかしいかしらんけど、単年単年にやっていくと、こういうことでええわけかい。それに変わったあるということか。

赤井委員長 部長。

矢間都市整備部長 もう一つ、ややこしいことを言って申しわけないんですけども、年度年度ということもあるんですけども、今の交付金制度で年度間調整というのが認められています。今年度ちょっと過充当した場合、過充当と言うとわかりにくいですが、国の補助率を上げて今年たくさんもらいましたと、そうすると次の年に調整することになります。例えば今年たくさんもらっていたら、次年度にちょっと減らした分しか交付はされないと。2年間でつじつまが合って、例えば3分の1の事業だったら2年間でその3分の1を守るという感じで交付はされるというふうな仕組みになっています。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 2年間はそんでわかったやん。2年間で極端、全然使われへんかったとするわけや。その2年分をただ返すだけかい。次に送られへんわけやんな。それは2年間でいくけども、繰越しはどれだけできるの。2年分繰越しできるわけかい。

赤井委員長 部長。

矢間都市整備部長 繰越しはやっぱりその年の分のお金を繰越すと。更に事故繰りというのはございません。だから、今年度分で執行できなかつたものは次年度で繰越しはできるんですけども、更に次の年に繰越すことはできません。

以上です。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 その補助金年度間調整、補助金を先にようけもうたとしまんがな。これを次の年に繰越すとすんねや。例えばや、平成25年度、ようけもらいました。今6億何ぼ繰越しているわけやんか。平成25年でこないしてようけもうたとしまんねや。ほんだら平成26年に調整するわけやろ。

赤井委員長 部長。

矢間都市整備部長 ややこしくて申しわけないです。あくまでも過充当できる場合というのは、例え

ば本当は今年50しかできなかった分を100できましたと。その100に対してもらえるだけであって、何もできていないのに過充当というのはできないということになっています。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 事業を終わらんとや、事業を終わらな金をもらわれへんねやろ、1つは。せやから1億円の事業としまんがな。今言われた、普通やったら5,000万円しか金をもらわれへんわけや。それが極端に言うたらその年に7,000万円、金をもらえるとやろ。それでその後で次の年に2,000万円分相殺するというんやろ。それはわかりまんがな。金をもろての話やないかい。そんなことをしていたら、制度はそんでええやん。わしもわからへんねん、これ繰越し、繰越ししたあるから、俺はほんまに精算できていないと思っているわけや、もっと言うたら。俺はどっかの事業を返納しているはずやねんて、わしらに口が裂けても言わへんけども。ほんならもっと言おか、ちやうちやうと言うねやったら。こんなんおかしいやない、繰越しをこんだけできてやで、決算を見たときに……。

杉岡副市長 岡本副委員長がご心配いただいている部分につきましては、私自身も長らく補助事業をやらせていただきましたし、予算査定をする中におきまして、まず今回この部分につきましては、補助額は今言うたように国から1億4,100万円の補助事業の枠としてきますし、国も7,700万円の事業の枠として確保していただいてこれを予算にします。しかし、それは執行があって交付要求をして初めてその部分が、例えば今1億4,100万円を組んでも1億円しか消化できなかったら、初めて1億円の事業の竣工届けと交付要求をして1億円に対しての補助金をもらいますので、過重にもらうということは今現在この事業にはございません。ただ、私自身も予算査定をしていく中で、平成23年度のときにクリーンセンターで交付金が1億円ほどついてきました。それは、まだ執行の見込みがないときにこの交付金を先取りしてもらってもいいかというふうなことで、大分国の方でも確認しましたら、その分につきましては先に補助金を渡しますよということで、1億円の事業費の補助金をいわゆる先もらいしたことが記憶でございます。もう1点はJRの区画整理事業、あれもまちづくり交付金で40%ありましたんですけども、どうも国の方の予算の関係でということで予算が前倒しされていたという経緯がありまして、交付金事業でこんなもんかなというふうな思いをしていました。しかしそれ以後、ほかの今現在進めておる事業につきましては、いわゆる前払いでもらうとか、枠取りを先にいただくとか、そういうふうな計上はしていません。あくまでもこの繰越しにつきましては、それぞれの財源は財源の枠としての繰越しをしていまして、もうた金をそのまま先にうちの方が基金に積み立てて、後日補助金なしで事業を進めると、そういうふうなことではないということだけご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 わしの説明が悪いと思うけど、私の言うてんのは、例えば1億円なら1億円の事業費がありますやん。事業が終わって、55%やったら、5,500万円が入ってくる、これは当然でんがな。せやから、1億円の事業に対して7,000万円しか事業をしていない、そしたらその半分しか入ってきやあへん、これは当たり前の話やんか。わしの言うてんのは、繰越しして、

1億円繰越しますやろ、今繰越したということは1億円、金もうてまへんがな、予算上繰越しただけや。それが7,000万円になったら、半分の5,000万円もらえるやつが、7,000万しか事業、3,500万円しかもらわんの、当たり前の話や。それをわしが返していると言うてんの違うと言うねや。せやろ。わしの言うてんのは、一応この事業の枠をもうてるわけやん。国から認められたわけやろ。5,000万円の5,000万円を補助しますと、こう言うとするわけや、な。もっと言うたら、7,000万円しかでけへんだら、その3,000万円の差はどねいしたあんのということやんかよ。それを俺は返してねて言うねけど、あんたは違うと言うの、そらそうかもわからんわ。金もうてない、余計にもうてないか、そんなこと言うてんのやなしに、事業費で1億円の枠をとってんやったら、事業をせなあかんということを俺は言うとするわけやんか。そんなことを言うてしもて、職員に、そんなんやったら、補助事業の事業したかて、事業せんかったら金もらわんかったらええねん、こういうことやんか。そんな癖をつけてしもたらおまえ、1億円の事業を持ってんやったら1億円は絶対せなあかんねということを教え込まんなやで、1億円の事業枠をとって、例えば6,000万円しかできまへんでしてん、しゃあないがな、金もうてんのちゃうがな、6,000万円に対する半分もうたらええねん、そんなんやったら事業みたい、でけへんやんか。それをわしが言うてんねや。何も余計に金もうてしてると、そんなこと言うてんの違う言うねや。そこらを副市長、誤解せんと、俺何もそんな無茶なことを言うてんの違うで。基本はそうやろと言うとするわけやんか。1億円の事業をするということは、そんだけ必要やと言うて補助申請してるわけやん。それやったら1億円の事業をせなあかんがな。それをわしが言うているわけやんか、な。それを俺、勘違いせんといってくれ言うねん。1億円の事業が必要や言うて補助申請しといて、結果的に7,000万円しかでけへん、それはそういうときもあるやろ。せやけど、基本は1億円の事業枠をもうたら1億円の事業をすんのが建前やがな。そこらは俺、考え違うと思うで。

赤井委員長 ほかにございませんか。

阿古委員。

阿古委員 これ、繰越明許で21億円ありますよね。それで今回、国鉄・坊城線で繰越しするよりか地域再生事業の方が、繰越しで持っていく方が使える可能性が高いという話でそっちの方へ振り分けましたという話ですね。せやから、ここにある21億円のうち、6億何千円、地域活性化事業については40%から55%の間なんでしょうから、大体半額前後は補助金が、交付金か、補助金というどっちの名前を使うんかわかんないけども、平成24年、地域再生計画事業、何とかかんとか言いましたね、正規の名称がどうのこうのとおっしゃたけども、補助金をもらって、それで単費をそこへつけ加えて、それをパッケージにして、それで6億円を他経費にして、それで繰越しているんやと。そうすると、この今言うている21億円というのは、実際のお金としてどういうプールの仕方を……。お金とちゃうの。だって補助金、実際にお金くれはりますねやろ、国から。違うの。お金くれはらへんの。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 これは予算でございますので、概念としてこれだけの事業というのを、枠を国に求めて認めただいて予算化させていただいているという枠取りの分です。この中で執行した部

分につきまして、執行残も請負残も含めまして、最終的に使った金額はこれだけですよという金額が確定してから補助金の交付。この枠がありますので、補助金を国からいただくということです。あと、要らんやつについては不要額で落としてしまうということです。せやから、それぞれ事業の執行に当たりましては予算は予算として組ませてもらうけど、これをいかに儉約して節約して事業の執行をするかということと、もちろん早期に完成させるというのも当然のことでございます。物価の上昇もございまして、できるだけ早く完成させて、その中でどれだけ節約し、また業者の公正な入札によって請負残が出ましたら、その残が出たときに、執行済みとしてこの枠の中から国に補助金の交付要求をするということでございますので、返すとか返さんとかいう話ではないんですね。これはあくまでも事業、予算でございますので、予算というのは国に認められた枠取りということで、これを執行していただくために今議会で執行審議いただくということでございます。

以上でございます。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 先ほど予算の段階で、繰越し1億4,000万円か、増額補正して繰越しわけですけども、7,700万円が国からの入りの部分と言わはったように思いますね。せやけども、それはそうやったら数字だけか。せやけど、国の補助金なんていうのは単年度で向こうはやるねんから、執行しゃんかったら……。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 やりとりしてはるところを構ったらあかんけどな、もう一遍聞くけど、副市長、繰越しというのは何で繰越しできるの。繰越しできる基本とは何やね。副市長が言うてはるような、今そうかしらんけども、本来の繰越しというのは大前提は契約繰越しやろ。未契約繰越ししたらあかん。今は変わったらしいけどな。せやからそんな話が出てくると思うねん。阿古委員が言うてはるように、さっき言うたやんな、7,750万円でっか、この金が入る前提で思てはるわけや。ということは、事業はできると思てはるわけやんか。そこから俺、食い違ってきたあんのちゃうかと。副市長は、事業ができた分に対して国から金をもらえまんねんと言うつるわけやろ。この予算というものは、ただ予算を計上したあるだけ違うがな。議会に対してこんだけの事業を起こしまんねと、そやけど今年はでけへんからこんだけのを来年しまんねと言うつ繰越ししてるわけやろ。そうなったらおまえ、嘘と言つたらあかんけどや、何が何でもこんだけの事業は執行しまんねという姿勢を持ってもらわんとやで、我々議会にとって予算をどねして通していくのよ。見込みだけ予算組んでまんねんと、使っている中で減りゃわからんし、おまえそんな言われたら予算通されへんやない。せやから予算を計上してきたということは、こんだけの事業をやりまんねと、こんだけやろうと思つたらこんだけの金が要りまんねと言つて議会に出してくるわけやろ。それに対して議会審議して、あ、確かにそんだけ要らんやったら通していかなあかんと、こういうことと違いまんのか。副市長みたいなそんな考えをみんな持ってんねやったら、ほな予算みたい、あつてないようなもんやん。1億円組もうが2億円組もうが、2億円組んどいて1億円しかできまへんでしてんと言つても通んねやろ。そんな失礼な予算が出てきたあんのけ、平成26年でも。こんな時間をと

って悪いけどえ。俺はそうやないと思うで。予算を計上した以上は、平成26年は平成26年、平成25年は平成25年度で、こんだけの予算が要るということは、こんだけの事業をしようと思たらこんだけの予算が要りまんねと、そやから何が何でもこれはつけてもらわんと事業がでけへんという姿勢と違いまんのか。わしが言うているの、間違っまっか。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 確かにそういうことだと思います。しかしながら、あくまでも予算というのは、現時点におきましてその事業を完成するためのやはり見込み額ですね。したがって、今補正をさせていただいている分につきましては、平成25年度の当初には選挙でもこれだけのお金が必要ですということで予算を説明させていただきまして、計上させていただいて、その執行残につきましては今減額させていただいて、精算させていただく。我々自身は、やはり予算は認めていただいてもそれは適正に全部が全部執行できるというふうには考えておらないわけでございます。確かに増額の補正もすることもございましょうし、また減額の補正も現実には言やあ、あるわけでございます。しかし、今岡本副委員長がおっしゃっていますように、その必要な部分につきましては、あくまでもその部分は十分説明いたしまして認めていただき、それをやはり満額使えるように努力するのは当然のことでございます。しかしながら、現実といたしましては、予算の執行上、不要額として出てくることも往々にあることございます。先ほどいみじくも、まだまだこの執行残の中では2億円ぐらい出てくるのちゃうかとおっしゃっていました。まさしく私もそのように感じております。残念ながら、予算と決算額の違いというものにつきましてはそういうことであろうかと思えます。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 余り議論をしていたら、あれやけど、そやけどそなん副市長、そなん我々に言うてもうたら、終わる終わらんは別として、基本的な考え方を俺は言うているわけやんか。現実はそのかもわからんけどな、初めから不要額が出まんねんというようなことを言われたら……。

赤井委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後2時29分

再 開 午後2時43分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

阿古委員。

阿古委員 賛成の立場から討論させていただきます。

皆さん方もご存じのように、道の駅の事業については、いろいろな市民の方々の意見もございまして、ですから、本来でしたらその部分については反対するべきやとは私としては思っ

ております。しかしながら、慎重な予算組みをしていただいている、これは補正予算ですので、年度末の最終補正予算やということを加味いたしまして、その部分の執行については慎重に考えていただきたいということをお願いいたしまして、賛成ということできさせていただきたいと思います。

以上です。

赤井委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第6号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、地域活性化事業「新 道の駅建設事業」についてを議題といたします。本件について、現在の事業の進捗状況等について、理事者より報告願います。

部長。

河合産業観光部長 産業観光部の河合でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、道の駅かつらぎ設立準備会の今までの協議事項の決定、あるいは今現在の協議されている内容等につきましてご説明申し上げたいと思います。

まず、農産物の直売所の運営規定についてでございます。この分につきましては、販売品目は、葛城市内を中心に奈良県で生産される野菜類、また農産物の加工品、乳製品、乾物類、総菜類等を販売するというようになっております。また、販売方法につきましては原則として委託販売により行くと。定休日につきましてはメンテナンス日と年末年始ということになっておるところでございます。また、営業時間につきましては午前9時から午後7時までということになっております。出荷の登録会員につきましては、原則として葛城市内の在住者、特に必要と認めた場合は葛城市外からの出荷登録会員も可能ということになっておるところでございます。また、委託販売の手数料についてでございます。野菜、果実、切り花につきましては販売価格の15%以内、花卉、苗物、農産物の加工品等々でございますが、それにつきましては販売価格の20%以内でございます。搬入時間につきましては午前7時から午前8時30分までということで、追加搬入につきましては午後5時までということで、随時となっております。それと、搬出時間につきましては午後7時から午後8時まで、もしくは翌営業日の納品の時間までとなっております。それと、農産物の直売所の生産出荷規定についてでございます。この分につきましては、主な内容につきまして、農産物、花卉類、加工品の出荷方法また陳列方法、それから残留農薬の検査等につきましては定期的に第三者機関で実施するというようになっておるところでございます。それと、農

産物の直売所の出荷会員の募集についてでございますが、この分につきましては今現在原案はできておるわけでございます、道の駅の概要、それから会員の条件、それから会員の費用、これは初年度登録費が2,000円、年会費については1,000円ということになっております。また、販売方法、それから募集品目、手数料、それから搬入、搬出時間等につきましても、今現在のところ出荷会員の募集の要綱という形でできておるところでございます。それから、加工品の関係でございますが、これにつきましては品目名が決まっておるところでございます、総菜とジェラート、これにつきましては酪農製品でございます。それから、菓子類につきましてはスイーツということでございます。また、パンにつきましてはテナントの導入も検討しているというような状況になっております。それから、物産の販売でございますが、チャレンジショップにつきましては約10店舗、アンカーテナントにつきましては1店舗ということでございますけれども、この分につきましては詳細を今現在のところ協議いただいております。それから、会社の設立についてでございます。定款につきましては、今現在のところ原案をもちまして協議をいただいておりますという状況でございます、事業内容につきましては、公共施設の維持管理の運営等に関する受託業務、農産物、林産物、畜産物、水産物等の地域の特産物の販売に関する業務、総菜、加工品等の製造、販売に関する業務、地域振興のための交流事業、研修、展示等の施設の貸し出しに関する業務、観光案内及び道路案内等に関する業務等で、これは主なものでございますけれども、そういう内容の中で、定款の中で決めていただくような形で今現在協議いただいております。それから、1株当りの発行株式価格につきましては5万円から10万円の中で協議いただいております、最高1人当たり10口とするというのも今現在案としては出ておるわけでございますけれども、協議中でございます。それから、資本金につきましては一応5,000万円から6,000万円ということで協議いただいておりますけれども、この分につきましても今現在のところ協議いただいております。それから、取締役の員数につきましては、定款上は3名以上となっておりますところでございますけれども、5から7名ぐらいで一応員数としようということで協議いただいております。それが、今会社設立にかかわっての主な内容ということでございます。これにつきましては、今後人数等々につきましては、また協議の中で変更になる可能性があるわけでございますけれども、今現在のところはそういうような状況となっております。また、新会社の市からの指定管理料でございますけれども、これにつきましては独立採算によります経営でしていただけるよう検討いただいております。また、今後発生する重要事項につきましてはその都度市と協議を行うというように進めておるというような状況となっております。以上が、今現在の状況と今までの協議の内容ということになっておるところでございます。

以上、ソフト面につきましては、私の方からは以上でございます。

赤井委員長 部長。

矢間都市整備部長 続きまして、建設課が担当しておりますハード部分につきましてご説明申し上げます。

まず、用地買収の状況ですけれども、約80%ほどが完了しております。残りの用地買収と

建設事業にいま少し時間を要するため、事業完了を平成28年度まで延長し、取り組ませていただきたいというふうに思っております。今後はできるだけ早く造成工事に着手し、平成28年度早期には建築物を完成させたいと考えております。また、一般の方にも見えるような広報的な看板を設置し、道の駅事業のPRも行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

赤井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

阿古委員。

阿古委員 新 道の駅の建設事業で、実はいろんな事業が合体して1つの事業になっているんですね。せやから非常にわかりにくい部分があって、まず、この（仮称）新 道の駅の建設事業の面積は幾らになるのかというのをお聞かせ願いたい。というのは、さきの一般質問の中で初めて出てきたことがあります。今まではこの部分だけやろなと思ってたのが、実はこれも含めた中で事業なんですよという、これは初めて出てきているので驚くしかないわけで、せやから、まず事業の面積。それと、事業予算は変わらないかな。面積が変わって事業予算自身は変わらないのかどうか、総事業費が変わらないのかどうか、それもまず聞かせてもらわへんと。

赤井委員長 部長。

矢間都市整備部長 道の駅建設事業の面積についてでございますが、当初ご説明しているとおおり3.3ヘクタールの予定です。それと、西の違法盛り土の山の件につきましては県と対策の方向性を確認しておりますけれども、それにつきましては今後、吸収源対策公園緑地事業で行っていききたいというふうに考えております。面積は実測しておりませんので、まだわかりません。

以上です。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 私の記憶にありますのは、4万9,900平方メートルが今現在落札していただきました実測の面積でございます。公簿につきましては2万9,000平方メートルであったと、このように記憶しております。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 公簿というのはどういう意味。公の公に募集の募かな。簿記の簿。どう違うんですか。4万9,900平方メートルが正しいのか、2万9,000平方メートルが正しいのか、どう違うんですか。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 競売にかかりましたときに記載されておりました、公簿というのはあくまでも登記簿上の今現在の登記されております公簿、これは登記簿に記載されている面積でございます。しかし、実測いたしますと4万9,900平方メートルであるということが競売のところに記載されております。それが正しいというふうに認識しております。

先ほど、道の駅の事業につきましては3.3ヘクタールで18億4,000万円、今現在提示させていただいている金額に変わりはありません。それと、今現在落札させていただきまして取得しました事業手法は、今県と協議をしているところでございます。危険箇所につきましては盛

り土の部分につきましては、切り下げた土をほかへ搬入するか、またその付近に盛り土をするかということになりますと、県との打ち合わせの中では、今道の駅の部分の道路際、道の山沿いの部分、あの部分につきましては追加買収させていただいて、あそこに切り下げることが、比較的山の安定を確保しながら切り下げる、土を搬入するよりも事業費は安くつくというふうなことを今現在計画しております。具体的にはこれから専門家の意見を聞きながら事業費を算出していききたいなど、このように考えております。

以上です。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 そうしますと、新 道の駅の事業としては面積が3.3ヘクタール、18億円の事業ですよ。

それと、盛り土のところの面積は4万9,900平方メートルですよ。それは事業費はまだ出ていないのかな、出ていないんですか。せやけどこれは概算ではもう出しとかんかったらあかんのかな。大体どれぐらいの予定なのか。せやから、明らかにあの盛り土の事業は公園事業なんですね。道の駅の事業とは別個のものなんですね。それでほんまに間違いないですね。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 国の補助事業としては別の事業手法として使わせていただきますけれども、道の駅に付随した公園事業としての位置づけはさせていただくと、このように考えております。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 というのが、ちょっとわかりにくいのは、今言うているように4万9,900平方メートルは公園事業ですよ。それで、新 道の駅事業はまちづくり交付金、今はまた名前が変わっていると言うてはりましたな、そういう事業形態やとかいろいろ2つぐらい組み合わせているのかな、組み合わせた中でやっている。それで、そこにも実は公園事業は入っているんですね、3.3ヘクタールの中に。違うのかな。せやから、そこで切り離してよろしいんですね。盛り土の今言うている公園と、それと新 道の駅の公園と切り離してよろしいんですね。別事業やと言うてはるから。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 事業の手法としましては別事業として捉えておるわけですが、しかし、つくるものにつきましては、都市公園事業としての公園と、それから新たに今度は今現在吸収源とする市民の森ですか、それとを合わせました都市計画上一体とした公園であると、このように認識しております。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 多分、今言うている盛り土の部分については、最近のやりとりの中で、県との打ち合わせも進んでいる。その中で補助体制もある程度もう固まっているのかな。そうすると事業費としては大体出てきますよね。大体どれぐらいの事業費なんですか。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 県が法面を成型するための県の予算としては、大体概算で1億5,000万円ほどを見積もっておられるようでございます。我々自身はそれをもとにしまして、県のする分、それから葛城市がやらせていただく分、この部分につきましては、今先ほど申しましたようにこれか

ら専門家を入れまして事業費をはじいていくということでございます。そのようなことで、まだ現在今のところでは事業費の確定はしておりません。

以上でございます。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 事業費の18億円の中には今言うている部分の事業費は含まれていない。それで、今のところ幾ら負担になるのかというのはわからない、ということなんですか。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 先ほど申しておりますように、工事の手法と、持ち出していいのか、それとも今現在の続きの土地を買収させていただいて、そのところに盛り土をしていく、その方が比較的安定であろうというふうな見通しを立てさせていただいております。しかしながら、今現在の葛城市が持つべき事業費、いわゆる予算計上する事業費、また国が認めていただきまして補助金をいただくわけでございます。その件に関しましても今現在国との折衝中でございますので、今現在葛城市の持ち出す分を含めまして事業費はまだ確定していない、この現状でございます。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 どういう形の補助になるのかというのは、何かどっかでちらっと聞いていたようには思いますけども、県と国が半分ずつぐらい持ってくれはんのかな。違うかった。用地が3分の1。用地は知っているけど、工事の部分は2分の1が国、県で持ってもらえる部分。そうすると、あとはその部分の2分の1についてどういう処理を、やっぱり合併特例債をかますのかな。どうやねやろ。まだわからない。検討もしていない。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 本来の事業は市が単独で持ち出すということになりますけれども、その事業の財源の手当につきましては、これから推移を見ながら検討していくということでございます。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 あとちょっと気になるのが、進入道路、交差点の話が、やはり今まで聞いていた話とかなり食い違った。現状でという答弁があったように記憶しているんですよ。現状の交差点を利用して、それで周回進入をさせるという、周回誘導道路と言わはったのかな、どういう表現をされたのかわからないけど、というような。せやから2転3転するから、当初混雑が見込まれる、進入するには大変やろと、せやから道の駅の計画については議会の中でもいろいろ議論があったけども、やはり一体計画じゃないかということで、それで道を東の方に広げてくる設計図も出してきたあったわけですな。それが、この間の話ではそれはもうなしになるのかな。そういう理解の仕方でもいいのかな。今の交差点、太田南の側道と山麓線の交差点ですな、それともう一つは県道と山麓線、両方とも県道やけども、交差点を使った形の計画にまた変わっていくのかな。

赤井委員長 部長。

矢間都市整備部長 交差点の渋滞対策についてでございます。阿古委員がおっしゃったとおり、県等と協議した結果、現道の交差点を今は生かした形で計画しております。ただし、今県の方で、

南行き車線の左折レーンの設置を県で行っていただくことになっています。できるだけ早くしていただきたいんですけども、県としては平成26年度に工事には入りたいというふうには言ってくれてはいます。あと、県道寺口・北花内線の現道には、現道の形を生かした形にはするんですけども、皆様もご存知のとおり、あそこには緊急車両が通ることになります。なので、緊急車両がスムーズに出入りできますように、あの部分の県道寺口・北花内線につきましては、路肩を広げるような意味で車線をちょっと太くして、緊急車両もスムーズに通れるような形で道路部分を拡幅するようなイメージで改良はしていきたいというふうに思っています。

以上です。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 左折レーンをとるのは西向きの南阪奈道路側道のところですか。左折レーンをとるのはどこに左折レーンを計画……。北から南で左折レーン。高田バイパスへおりていく方に、せやからガソリンスタンドからこっちへ来るところの左折レーンですか。せやったら、道の駅の今の建設の予定地とは逆の方に曲がる左折レーンが1つできる、そういう話ですもんね。南向きはそやけど、北向きはどうかという話も出てくるかな。

赤井委員長 部長。

矢間都市整備部長 太田南交差点につきましては、今現在県の渋滞解消プランに乗っている事業でございまして。現状あそこは非常に混んでいまして、県でもあそこは事業をしていかなければいけないというふうに考えているところでございます。道の駅ができることによって更に渋滞が起こるだろうということで、それを解消する役目にもなるということで県にはお願いをしております。

以上です。

阿古委員 言うてはる場所はわかりました。そやけど渋滞で、こっち側から北から南へ行かほる車だけですか。僕がイメージとしてやっぱりしんどいのは、進入するに当たってかなりきついやろなど。側道から入るにしたかてきついやろなどというイメージがあったから、当然山麓線の渋滞というのはもう常に起こっている、シーズンやない今の状態でも常に起こっているようなところがあるから、こっち側から来る、南から北へ来る道もきっと渋滞しているんやろなどは思うし、せやからそれで全てが解消できるわけでもない。多分もっとこれから検討していかはるのかなとは思うんやけどね。それと、消防署の道の話でんな。それはもう大分懸念されていたことで、それでほんまにできるのかというような意見も出ていた。それで案の定やっぱりきついんやね。消防署があるから緊急車両の話もさせてもらったこともあるし、それでもこういう具合にいきますねって。せやから、図面を出すときにどういうスタンスで出さはんのかな。もうとりあえず自分の思うとおりの図面を描きますねんちゅうて出さはんのか、それとも、これは計画図やねから当然調整も入って、実際にこれやったらやれるやろうというので出してきはるのか、それがちょっと理解しがたい。というのが、何か言うたびにまた変わってしまうんですよ。それで、実際に言うて、それでやってみたらそこで案外勝ってみたりするわけね。今の違法盛り土の話かて、当初からあそこで道の駅をつくるって言うた

から、こんなとこ、こんな危ないのがあるよってという話の中で、今のこの公園整備という名目で話が後追いで来るわけでしょ。せやから計画が、組み方が何か不思議なんですよ。計画図を出してきて、それやったら今度どんな計画図、もう今でき上がってきているんですか、その計画図は。

赤井委員長 部長。

矢間都市整備部長 計画がいろいろ変わっているということなんですけれども、まず、検討ワーキングとか市民ワーキングで議論された部分について、例えばそれができた時点でお示ししたりしているんですけれども、それがいろいろ変わってくるからわかりにくいということになるのかもしれませんが、今はその検討会議とか市民ワーキングでもんでいただいた図面をベースに、今造成の設計とかをやっている最中で、まだ完成図はできていないんですけれども、今検討中ということですよ。

以上です。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 市民ワーキング会議でよう言わはるけど、明らかに行政主導型でしょ。確かに、こういうふうなものをちょっと置いてくれたらええねん、こんなスペースをつくってくれたらええねんとか、こういうシステムでやってくれたらええねんとかいうのは、ある意味細かいと言うたらあれやけど、小さな部分の、何というか利便性であったりとか、そういう形であって、建物の構造であるとか、例えば規模であるとか、そういうようなのは、そうやったらワーキング会議で、これ、こんな大きいのをやらへんで、もう小さいのでええねんと言うたらそうなるわけですか。逆に、こんな小さいからもっと大きしやなあかんねと言うたらそうなるわけですか。違うでしょ。あくまで行政としての描いている姿があって、その中で声を吸い上げているという作業をしているわけでしょ。せやから、イメージとしてもどういう形のものでというのは、そやったらワーキング会議は今度いつ開かれますの。もうこんだけせっぱ詰まってんねやから、もう決めたあるんでしょ。そやったら次回いつワーキング会議ですよ。

赤井委員長 部長。

矢間都市整備部長 市民ワーキングと検討委員会については一定の方向性を出していただいたので、今は産業観光部の方が主体になって設立準備会というものを設けております。そこで今、施設の規模であるとか、経営とか、そういったものを検討していただいています。

以上です。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 さっきの返答で、もうこれだけでも変わっているわけで、せやから、もうその段階まで来ているわけでしょ。設立準備会というのは、例えば株式会社の設定であったりとか、先ほどのソフト部分であったりとか、例えば資本出資金をどうするねやとか、そういう話ですよ。施設としてどうするのが何で決まっていらないんですか、それやったら。それやったら、今設立準備会でございませ、今話に戻しますわ、こんな大きなやらへんでという話になったら、この今言うている何ですか、3.3ヘクタール、18億円の事業は変わるわけですか。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 私の知る範囲、知る範囲という言葉をつけてもいいかどうか知りませんのですけども、ワーキング会議から今は設立準備会に、その今までのことが延々と議論された部分についてのおおむねの店舗の面積等々、施設の概要等がはじき出された金額が18億幾ばくということになっておりますので、今の金額が変わるとか変わらないとかということも、先ほどの答弁じゃないですけども、今の見通しの中で事業としては遂行できると、このように考えております。

以上です。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 自分の住む家をつくるとしますやんか。それやったら寝室が要りますなあ、台所が要りますなあ、そうやってずっと要るものをしていきますよね。それで設計図を引きますわ。それで今どこの段階にあるんですか。台所が要りますね、寝室も要りますね、応接間が要りますね、居間が要りますね、の段階なんですか。今の話やと、いやもう図面もこれからまだ描きますねんということなんですか。

赤井委員長 部長。

河合産業観光部長 準備会が、一応去年の4月に準備会という形で設立していただいたわけでございます。そこまでの間につきましては市民ワーキング会議なり、タウンミーティング等々があった中で、それをいわば踏襲しながら、方向的には、ソフト面等につきましてはそういう形で方向を見たわけでございますけども、建物の配置にかかわりましては、そのまま設立準備会の方で、各部会の中で、その中にレイアウトするテナントなり直売所の配置、そういう関係等について協議をいただいていたわけでございます。あくまでも今の商業施設部分にかかわる部分につきましては、今日まで施設の内容を検討いただいたわけでございます。それを、建設課の方で持っておりますコンサル業者の方に当てはめていただきまして、おおむね、前にも一応見せたと思うわけでございますけども、L型の商業施設を1つの形として定義させていただいたという経緯があるわけでございます。そのL型の規模を今現在のところ、1つの青写真でございますけども、そういうものが今現在のところは建設課の方で、今それを精査した中で検討いただいていると。ということは、外渉にかかわります道路の関係とか、そういうものもあるわけでございますので、その件につきましては、私の方ではそのとこまでは掌握できないところがありますので、その分につきましては建設課の方でお願いすると。商業施設の部分にかかわります配置の関係もございまして、ある程度の内容等につきましては、施設の配置を1つの基本として、それをハード部分にかかわります中におさめていただくというような形の、そういう流れをとらせていただいているということでございまして、ある程度青写真的なものは、今現在のところは建設課の方で持っていたいただいているものと思っておるところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 部長。

矢間都市整備部長 ただいま河合部長が説明しましたとおり、おおむねの青写真というものは建設課の方では持っております。今現在、設計の方のプロポーザルを公告しておりまして、4月ぐ

らいには契約できるんですけども、ある程度の青写真はできているんですけども、その設計段階でまた、専門家の意見を踏まえた中で施設の形とかは変わってくる可能性はあるとは思いますが、おおむねの施設の規模等は頭の中では描けているというふうな状況です。

以上です。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 セヤから、もう設計図自身はある程度できているんでしょ、行政の方で。できていないようなことを言われるから、どうなんのやということを開かなきゃあないわけだね。それと、今L型の話をしてはったけども、進入道路、誘導道路というのは、物すごいその施設にとってキーになる要素ですわ。セヤから、それが変わるということは根本的な設計が変わっていくということやろと思いますよ。どう車が入っていくのか、お客様の車がどう入ってどう駐車場にとまるのか、それが店舗に入っていく形になっていくわけやからね。セヤから、その部分がまだ、現状の道路でまたやりまんねんと言うて、セヤったらもう一回図面を引き直すかなあ。何か言うたびにむなしくなっていくからね。セヤから、今思てはる青写真でもええから、まず情報公開してください。見せてもらわへんと、ある日突然ぱっと聞いて、いやあ公園で今度盛り土のこれもこのようになってまんねん、それで今度道もまたこうなりまんねんて、そんなん、後から言うて初めて返事をされるような、そんなんでもうやっつて進めていくのかな。もしそう思てはるんやったら、行政としてこれがベストやねんと思てはるものがあるんやったら出すべきですよ。それを情報公開するべきですよ。その辺はもらえますかな。それとも、いやあもうこれで全く自信ありませんねんて、またこれ変更をかけやなあきませんねんて言われるんでっか。ここが一応今言うている新 道の駅を検討する議会としての委員会ですから、そこが目にしていないものが税金を使われていかれる、情報公開もなのままされていくということは、それは問題が非常に大きい。

赤井委員長 市長。

山下市長 道路のことは、その辺り、どういうふうになるのかというのは、やっぱり図面もつけて皆さんに早く出せるようにということは指示をさせていただきます。あと、中の詳細、配置等に関しては、まだ今詰めておるところでございますので、どの段階で出させていただきます、今検討中のものを出させていただきます、また後で、これ、また違うやんけと言われたらその辺りはわかりませんので、とりあえずその進入路と道路のわかるものに関しては、またどういう形か委員長とご相談させていただきながら出させていただきますと思っております。

赤井委員長 部長、まだこの青写真というのは変更になるかわからんけども、これはもうでき上がっているの。道路の形態が変わるからまだできていないの。

山下市長 逆で、道路のそこはもうほぼ確定しているから、そこの部分は出せます。進入路をどうしていくねんとかというところは出せます。ただ、全体の配置図であるとかそういうところは、まだ若干変わる可能性があるので確定していないということです。

赤井委員長 だから、変更があるないにかかわらず、ある程度でき上がっていたらこの委員会に一応出していただいて、ある程度の意見を聞いていただいて、それも修正の中へできるものなら

入れてもらえたらいいんじゃないかと思うんですが。

矢間都市整備部長 また委員長と相談して、そしたら対応します。

赤井委員長 またよろしくをお願いします。

副委員長。

岡本副委員長 今阿古委員の方からいろいろ質問があったわけですが、もう一度、私はわかりにくいで聞いていきますけど、矢間部長、その道路の分、この前も一般質問させてもうたけども、今現在、寺口・北花内線、この道路は拡幅しない、拡幅する、まず1つね。

御所・香芝線の南行き、左折レーンを拡幅するということやけど、道の駅とは全然関係ないとも言わへんけど、西川燃料のそこから高田バイパスに乗る、これを左折レーンをつくると、こういうことを言うとのわけやろ。俺は御所・香芝線やというたらもっとこっちやと思たけど、道の駅もそら関係あるかわからへんけども、今は道の駅をつくる、つくらは別にして、県としては交通渋滞が起きるからこれを改良しますと、こういうことやねやろ、2つ目な。違いますか。

赤井委員長 部長。

矢間都市整備部長 県道寺口・北花内線につきましては拡幅させていただきます。あと、左折レーンに関しましては、左折レーンがないことにより、あそこの南行きの交差点につきましては、ほとんどの車が左折になる車になっています。なので、直進車というのが左折車の影響で渋滞が起こるといふような道路構造になっております。よって、左折レーンを設置することによって、左折車をスムーズに誘導して、直進車をスムーズに流すという効果があると思われまます。なので、道の駅ができたことによる渋滞の解消にもなるというふうに我々は考えております。

以上です。

岡本副委員長 今言うたように、関係ないとは言わへんけど、私がこの間から出入り口、やかましく言うていることは直接関係ないわけやんか。バイパスへ誘導するのに左折レーンを広げるわけやんか。御所・香芝線の本線の方へ行く方と違うわけやな、まあ言うたら。関係ないと言うたら失礼な言い方になるけど、わしが言うている出入り口というのは寺口・北花内線を指して言うとのわけやんか、ずっと。この前の話で寺口・北花内線は拡幅せんと、こう言うた。今聞いたら拡幅すると、こういうことになつとるわけや。わしの聞いたのは、当初、今拡幅せえへんけども、この県道を、まあ言うたら出入り口が交差点になるから、東、売りますよということになったわけやろ。それが県と協議してあかんようになりましてんと。だから元のところになりますと、こういうことやな。それを、今は2車線あってやで、6メートルなら6メートル、7メートルなら7メートルある道を、例えばまっすぐに9メートルにするとか広げんの。そういう意味でええわけ。

赤井委員長 市長。

山下市長 当初は寺口・北花内線の南から北に県道に当たるところを、もう少しこの間の三角地の用地を買って、交差点に入るまでの距離をもう少しとろうという案だったと思います。それを議会の皆さん方に説明しておったんだけど、県と協議をした結果、その交差点の中でや

ることはむづかしいから、寺口・北花内線を、あの横にある地権者にも協力していただいて拡幅して、それで緊急車両の出入りや、また道の駅に入る車の渋滞の緩和を図る。だから、寺口・北花内線を拡幅するという形で、現道のままの取りつけ方ですけれども、ここの拡幅を図って、渋滞の緩和を図るというやり方に変ったということです。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 それはどのくらい拡幅しはりまんの。まあ言うたら2車線ですやろ。今度4車線ぐらいにしまんのか。1車線。1車線やったらわしが前から言うとするように、出入り口があらへんようになるわけやんか。あらへんと言うたらおかしいけど、とまる位置は一緒やん。停止線は一緒やろ。今現在ある停止線と、今度拡幅したかて停止線は一緒やろと言うねん。それで、わしが言いたいのは、停止線が一緒やったら出入り口が混雑するやんかと言うとするわけやん。そやからわしは初めから言うとするように、出入り口が混雑するからこの出入り口はあかんねんという話をしたら、さっき言うたように、市長も説明してくれはったんやけど、部長は県道を買いまっせと、こう言うたわけやろ。わしはそんな簡単に県道をいらわれへんやないかと、こう言うたわけやん。そしたら今度は県と協議したときに、これを回すわけにいきまへんど、こう来たわけやろ。それできょうの委員会に来たら拡幅しまんねと、こういう話やんけ。そういう順番と違うの。そやけどわしの言いたいのは、1車線拡幅して3車線になったかて停止線は一緒やろと言うとするわけやんか。停止線が一緒やったら交差点の中からしか出入りでけへんやろと言うているわけやん、まず1つは。

赤井委員長 市長。

山下市長 これも図面をお示ししてまた議論できるようにさせていただきます。周回道路をとっておりますので、寺口・北花内線から駐車場に入っていける周回道路をつくる予定をしておりますので、図面を見ていただきながら、どういう形で渋滞緩和をしようとしているのか、混雑の緩和をしようとしているのか見てもらった上で議論できるようにさせていただきます。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 市長の方から今初めて図面を見てということやから、ある程度500分の1ぐらいできたあると思うねんな。その1,000分の1とか2,500分の1ということやなしに。先ほど阿古委員が質問してはるように、いわゆるパース図というのか、2種類は私らもうてますやん、さっき読んだ展望台が入ったやつな。で、展望台が入ってないやつ。その中で真ん中でころっと膨らましたやつ、ここまでもうてますやん。今L型という話が出ましたがな。L型という話は去年9月の委員会かな、出たわけやんか。2階建てか3階やったか忘れたけど。ぱっと見せてぱっとこう引かれたわけやん。せやろ。みんな見てくださいよ、はい、引き上げますよと、これがL型ですやんか。それでL型でほんまに最終決まるのであれば、実際に3万3,000平方メートルの土地が必要かということやねん。公園部分は必要だんねんというならそれはわかりますやんか。せやからある程度事業をしていくのなら、そこそこの建物の配置も決めた中で事業をやっっていくかと、土地だけ先買ってしまうと、建物はこうなりまんねん、今までやったら少のうても直売所、加工所、それから休憩所か、3つぐらいの建物があったと思うねん、平面図で。それを今コンパクトに1つにまとめると言うねやろ。そうやってき

たら、その敷地が余ってきよるわけやん。余ると言うたら表現が失礼かわからんけども、そしたら今言うているように、道の駅は1万平方メートル、こっちの都市再生は2万2,000平方メートルと、こう来ているわけやろ。そうやってきたら、ほんとにそんだけの土地が要るんかいということになってくるやんな。それと、先ほどから阿古委員が聞かれたように、私が言うように、その盛り土、盛り土の部分を購入するときに、私は感謝すると言うとるから買うてもうてありがたいと思とるわけですやんか。ただ、その購入の手法として市長が陳情されて、何かええ事業おまへんかと言われたんかどうか知らんけども、そういう形の中で吸収源対策事業でいきまひよか、それやったら事業に乗りますよということで購入されたと私は思てるわけですわ。それと、きのうも言うているように、その今言うている都市再生の中で、1つの公園区域やと、市長は理屈やと言われたけど、理屈でないわしは思とるわけや。今阿古委員が聞かれたように、事業面積は幾らですか、3万3,000平方メートルと、こう言うてはるわけですやろ。事業費18億円、これもわかりますやん。きちっとしてないねから、17億5,000万でおさまんねやらそれはわかりません。ただ概算でいったら18億円、これもようわかりますやん。18億円が高いとか安いとかわしは言うとるん違うわけや。あくまでも事業をしようと思たらこんだけの予算が要りますよ。これはこんでよろしいやん。それを今言うているのに、2%の建蔽率で見たら、この盛り土を入れまんねんと言うさかいにきのう話がややこしなった。初めて聞いたわけやんか。今までこの委員会で、盛り土部分も含めてその今言うている道の駅事業といいますんか、するというような話は1つもなかった。ただ、盛り土部分はきのうも言うたように、議長も市長も一緒にお世話になって県に行って、何とか危険箇所やから県もつけてくれよと陳情していただいてここまで来た。わしは感謝していると何遍も言うとるわけやん。ところがやんか、そこまでやったらええけども、その2%の話になってきたら、それを含めまんねんと言うさかいに、いつどう変わりましたんで聞かざるを得んわけやんか。そしたら今阿古委員が言わはったように、この委員会で、聞かしたら悪いものがあるかしらんけども、ある程度全部この委員会でこうですああですと言うてもうといて、今市長がおっしゃるように図面を見てしたらわかりますと言うのなら、やっぱりそういうふうなことを何回もしてもうとったら私はこんなんなんだんちゃうかなと思うわけや。そうしか、わしから言わしたら市長になったら何でもできるのかいな、そうとられてもしゃあないねん。この委員会にかけんとやで、ぼつといかれたらやな、わしかてそう言わなしゃあないがな。せやからそれはおかしいんちゃいまつかとわしは言うとるわけですやん。どうでんのか。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 まずこの地域の活性化事業につきましては、やはりあのあこでかかわっていただく、企業を展開していただく、農産物を持っていただく、また加工してその活性化を図っていただく、その参加される方が一番経済活動をしやすいだけの施設を我々ほどのような形でできるかという部分が、やはり一番根底にあるわけでございます。今回それぞれの市民が積み上げてこられました施設につきましては、かなり大きな面積が必要となってきました。その中で、先ほど副委員長がおっしゃっていますように、いろんな分散型にすべきであろうか、

また、集合体にすることによって効率であるかというふうなことも何回となしに議論を重ねてこられた中で、やはり今のこの全体の3.3ヘクタールの中では、せっかく積み上げていただいたものについても断念していかざるを得んかなというふうな思いをしていたときに、ちょうど一昨年でございますか、崩落した土地の有効活用ということで県も乗り出して、市が整備をするならばその道の駅の一助になろうかということで、県も事業手法の中で予算を捻出して協力しようじゃないかと、一緒にやっついこうじゃないかというふうなことが持ち上がりまして、やはり活動ということになりますと、地形から見ましても市民の森として公園整備をしていくということでございます。事業手法は違えども、やはり1つの公園として維持管理をしていく地続きのものでございまして、市としては都市公園としての意味合いを持たせた中で、それぞれ今の建築面積が可能かどうかということは、担当者レベルで県との協議の中で、可能であろうというふうな結論をいただいております。我々はやはりよりよいものを、皆さんの知恵を出し合い検討されまして要望されている部分につきましては、できるだけ期待に応えるべく努力をしていって、県・国の力を借りまして、今までの許されている範囲の中で、法律を守りながら有効な森を建てていく、これはやはり、その都度その都度よい方向に変更させていただくというのが我々の基本姿勢であろうかと思っております。きのうの一般質問の中でも、そしたら何でこれをというふうなことになろうかと思っております。確かにこの種のものにつきましては、そしたらこれも含めまして一体に公園整備をして、道の駅の一部として維持管理はやっていきますよ、公園整備をやってきますよということを披瀝すれば、やはり入札のあり方も変わってきたかなとうふうに思います。現に昨年一度断念して、あらたなそのときの所有者が決まりましたら、そういうことも踏まえて、県の事業やからということで協力をお願いしにいくというふうな腹づもりもしておったわけでございますが、幸いにその納付がされまして2度目のチャンスを得ましたので、今度は慎重に検討させていただきまして、落とさせていいただいて、やっとながら心秘めて、皆さん方の積み上げられた部分をやれやれこれで達成できるかというふうなことで、安堵の思いをしております。そのような状況の中で、委員会また協議会でもそういう話ができなかったことは、その辺の事情もおくみ取りいただきまして、広量なご理解を賜りたいと、このように考えております。

ありがとうございます。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 そら副市長が言うてはる、きのうも同じ答弁をしたはるわけやん。そやから、わしらは何も買うたらあかんと言うてんと違うわけやがな。きのうも言うているやん。ぜひともこの土地が、危険なことももちろん含めてやけど、その土地を手に入れんと、例えばこの建物が建たへんというんであったらやんか、初めから、こんなことを言うてもしやあないんかしらんけども、ぜひとも買わなあかんというんやったらもっと高い金額で入れたらよかったわけやんか。わしはそなん知らんと、副市長が、こんなん言うてええんかどうか知らん、こうなつてんけど、何の話をしてんのかなと思てたときに、それやったら民売でいかれへんのかという話もしたやんか。結果論、こんなん批判すんのちゃうで。本当にこの土地を取得せんと、この今道の駅事業がでけへんというんなら、いろんな手を使ってでもやで、取得せな

あかんというわけやろ。ところが我々はそんな話しか知らんがな。何遍も同じ話やんか、この委員会では。まあ言うたら、危険、いつ崩れるかわからへん、危険な場所や、せやから県の方に何遍も一緒に市長と議長と行ってもうて、何とか県で、まあ言うたら手助けしてくれよということは聞いていたんがな。市で事業をするというのは全然聞いてないんがな。せやけどそれはある程度全部県でというわけにいかへんから、これはしゃあない。それはわかるやんか。せやからわしは何遍も言うしに、その盛り土部分の事業と、そらそんで吸収源でいって、さっきも言うたように市長が行って、何かええ補助事業ないかということではったということは、そらそんでええやん。何も俺、それは文句言うてんの違う言うんや、きのうも。せやろ。そらそれでやってもうたらええと言うているわけやん。それを、今こっちに全部含めて何が悪いのと言われるさかいに、わしは言うているわけやんか、初めからおかしいやないかと。副市長が言うているのは、これを買おうと思たら、余り公にやっぱり買いにくい、これもわからんことないがな。せやけどその話と、わしが質問しているその公園の敷地の上に建つ建物が建つんか建たへんかという話とは、わしは別やと言うとるわけや。それを副市長、俺は理解してほしいと言うねん。何も俺は行政を責めてんの違うがな。言うことはようわかったると言うとるわけやん。せやけども、何にも委員会に言わんと、いきなりぼんときのうみたいに言われたら、わしかて一般質問をすんのにそんな予定なかったがな。へたな字で書いていたけどや。まさかこんなん出ると思わんかったわけやん。せやから熱が入ってしもたわけやん。そこらを副市長やっぱり、また議長に怒られたらあかんさかい、もう時間はあれやけども、もう置いとくけどもや、やっぱり俺ははっきりしてもらわんと、ずるずるではわしが納得でけへん。何遍も言うているやん。この事業をやってもらうことはありがたいことや。ほんとに感謝すると言うているやん。俺は頭下げるやん。せやけども、やっぱり肝心のこの委員会に何も言わんと進められたというたら黙ってられへんさかい言うてんねん。もう答弁はええやん。時間が長くなったらまた怒られるがな。もうこのぐらいにしとこ。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ございませんね。ないようであれば、本件については本日はこの程度にとどめたいと思います。

続きまして、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましても、現在の事業の進捗状況等について理事者より説明を報告願います。

部長。

矢間都市整備部長 次に、尺土駅前周辺整備事業についてでございます。尺土駅前周辺整備事業につきましても、現在用地取得を進めているところですが、17名のうち9名の地権者の方と契約をいただいております。今後とも地権者の方のご理解、ご協力がいただけますよう努力してまいります。なお、平成26年度の早い段階で1件の契約の見込みとなっております。また、用地取得につきましても、一部の地権者の方の要求と、市側の提示額にかなりの乖離があり、買収のめどが立たない方がいます。今後とも円満な解決には努力はしますけれども、いろいろな手続も含めて勘案すると、事業完了を平成29年度まで延長し、今後とも取り組ませていた

だきたいというふうに思います。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

赤井委員長 ただいま説明願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

下村委員。

下村委員 きょうもちよつと言うてたんですけれども、努力いただいているということで、どうしても値段が合わないということも私は地元で知っておりますけれども、地元の要望というか、中で、工事をしてもいい、その土地があるということで、今現在も自転車置き場ないし車の対向できるようなところはやってもらっておりますけれども、まだ進められるところもあると思うんです。それと、どうしても交渉がだめなのはわかるんですけれども、地権者の方に聞いていたら、そんなあんまり来られていないですよという話も聞きます。だから、ほかの委員さんも話がありましたけれども、今後土地買収のプロジェクトチームというのを組んでいただいて努力いただきたいと思います。でないと、何か3年、ちょうど平成29年度までということを経験の方にも説明いただいて、こういうことになっていきますということをご理解していただきたいと思います。私のところによく来るんですよ、いつになったらできるねやろと。そういうことですからね、よろしくお願いいたしますと思います。何かあったら担当部長、言っていただいたら結構ですけれども。

赤井委員長 副市長。

杉岡副市長 地元の委員として、また大字の役員として用地買収に協力していただいております、その実態を十分ご存じのことと思います。私もやらせていただいております、難儀しているところほど職員が何回も何回も足を運んで切ない思いをしていただいているという状況もわかっております。やはりいつも低姿勢でお願いする、お願いするということは何遍も言うことも重ねてまいるわけなんですけれども、今こうして平成29年を1つのめどとして、事業の終結を見て新たなステージに入るというふうなことも踏まえまして、ちょうどきょう期限を切っていただいたことをつぶさに所有者の方にも説明いたしまして、1つの区切りとして、そこまでに買収、いや、買収というよりも事業が完成できるように協力していただくという思いで当たりたいと、このように思います。

以上でございます。

赤井委員長 副市長、できるだけ早急に地元との調整をとっていただいておりますよう、お願いします。

ほかにごございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましても理事者側より報告願います。

部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

この行財政改革につきましても内容でございますけれども、新市建設計画の変更につきま

してお願いでございます。新市建設計画の変更につきましては、12月議会において議決をお願いする予定で現在進めさせていただいているところでございます。主要4事業は2年から3年の延長が見込まれるということでご報告させていただいているところでございます。今後は事業を精査しながら変更計画を立ててまいります。つきましては、変更後の新市建設計画とあわせまして、財政計画とともにご提示させていただく予定をしております。提示させていただく資料ができましたら、その都度提示させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

赤井委員長 ただいま説明願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないですか。ほかにないようでございますので、本件についても本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りします。

地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項については、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項については、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可いたします。

白石議員。

(白石議員の発言あり)

赤井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は早朝より慎重審議いただきましてありがとうございます。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後3時53分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 赤 井 佐太郎